

山縣市人権施策推進指針

（第三次改定版）

～お互いの人権が尊重され、共生できる平和で
豊かな社会の実現を目指して～



令和5年3月

山 県 市

目 次

第1章 基本的な事項

1. 指針策定の背景	1
2. 指針改定の趣旨	3
3. 指針策定の位置づけ	4
4. 指針の推進期間	4

第2章 人権施策の推進方向

1. 山県市の現状とこれまでの取り組み状況	5
2. 市民意識の状況	5
3. 人権教育・啓発の推進方向	8

第3章 分野別施策の方向

1. 女性の人権	11
2. 子どもの人権	13
3. 高齢者の人権	17
4. 障がい者の人権	23
5. 部落差別（同和問題）	27
6. 外国人の人権	32
7. 感染症患者等に関する人権	35
8. 刑を終えた人の人権	40
9. インターネットに関する人権	42
10. ホームレスの人権	44
11. 性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人の人権	45
12. 震災等の被災者の人権	48
13. アイヌの人々の人権	49
14. 犯罪被害者等の人権	49
15. 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	50
16. 人身取引の被害者の人権	51

第4章 施策の推進にあたって

1. 推進体制と進捗管理	52
2. マスメディアの活用	52
3. 関係機関との連携	52

4. 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進・・・・・・・・・・52

「山県市人権施策推進指針」作成に係るアンケート調査・・・・・・・・53

第1章 基本的な事項

1. 指針策定の背景

世界の動向

1948年（昭和23年）、国際連合において、世界大戦をはじめとする幾多の経験を踏まえて「世界人権宣言」が採択されました。これにより、世界各国の憲法や法律に宣言が取り入れられ、人権を守る動きは大きく進みました。特に1994年（平成6年）の国連総会では、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において「人権という普遍的文化」が構築されることを目標とし、取り組みが進められました。

2004年（平成16年）には、新たに「人権教育のための世界プログラム」に取り組む決議が採択され、初等・中等学校制度における人権教育の推進に重点を置く2005年（平成17年）から2009年（平成21年）までの第1段階に始まり、現在は重点対象を「青少年」とし、平等、人権と非差別、包摂、並びに多様性の尊重に関する教育及び研修に特に重点を置いた2020年（令和2年）から2024年（令和6年）までの第4段階のプログラムが進められています。

2015年（平成27年）には、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための持続可能な開発目標（SDGs）が、国連サミットにて全会一致で採択されました。SDGsの目標は、人権分野とも関わりが深く、人権施策の推進は目標達成にとっても重要です。

2020年（令和2年）からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の大流行により、全世界が社会経済活動など多くの面で大きな打撃を受けました。この感染症について、国連人権理事会の議長声明は、国連人権高等弁務官事務所が新型コロナウイルス対策は「人権を最前線かつ中心に据えるべき」とした「COVID-19 ガイダンス」と国連事務総長報告書「COVID-19 と人権」に留意し、「パンデミックとの闘いにおいてすべての人権が尊重され、保護されかつ充足されること、及び、COVID-19 パンデミックへの各国への対応において、人権に関する義務及びコミットメントが全面的に遵守されることを確保する」ことを要請しています。

その一方で、宗教、民族問題に起因する対立や弾圧、武力による侵攻や国家間の紛争等が、様々な人権問題を生じさせる大きな要因となっている現状もあります。

す。

国の動向

我が国においては、基本的人権の尊重は日本国憲法の柱の一つで、侵すことのできない永久の権利であると保障されています。自由に生きる権利（自由権）、人間らしく生きる権利（社会権）、法の下での平等（平等権）等が保障されています。

また、国連の「人権教育のための国連１０年」の決議にともない、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連１０年」推進本部を設置し、１９９７年（平成９年）７月には、「人権教育のための国連１０年」に関する国内行動計画が策定されました。

１９９７年（平成９年）３月には、様々な人権問題を踏まえ、今後の人権擁護に関する施策の推進のために、「人権擁護施策推進法」が施行されました。

その後２０００年（平成１２年）１２月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）が施行されました。この法律に基づき、国は「人権教育のための国連１０年」国内行動計画などを踏まえた「人権教育及び啓発に関する基本計画」を２００２年（平成１４年）３月に公表しました。

その後、２００４年（平成１６年）１２月に「犯罪被害者等基本法」、２００５年（平成１７年）１１月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」、２００７年（平成１９年）７月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」、２００８年（平成２０年）４月に「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」、２０１１年（平成２３年）６月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、２０１６年（平成２８年）１２月に「部落差別の解消の促進に関する法律」など、個別の人権関係法の整備や改正がなされました。

また、国は、２０１５年（平成２７年）に国連サミットで採択された持続可能な開発目標ＳＤＧｓの達成に向けて、２０１６年（平成２８年）５月に「ＳＤＧｓ推進本部」を設置し、同年１２月には「ＳＤＧｓ実施指針」が策定されました。指針で定められた８つの優先課題の中には、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」、「平和と安全・安心社会の実現」といった人権と関連した課題が示されており、女性、子ども、高齢者、障がい者など社会的に弱い立場の人々に向けた施策を進めることが求められています。

さらに、２０２０年（令和２年）から新型コロナウイルス感染症が日本においても流行する中、２０２１年（令和３年）２月に「新型インフルエンザ等対策特

別措置法」が改正され、感染症患者等に対する差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務が規定されました。

県の動向

岐阜県においては、１９９８年（平成１０年）５月に「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」が設置されました。県議会では、２００２年（平成１４年）１２月に「人権宣言に関する決議」が全会一致で可決され、県民の意識の高揚に向け、県議会として一層努力していくことが宣言されました。

また２０００年（平成１２年）４月には人権尊重の思想を広く県民に普及し、様々な人権に関する問題への取り組みを推進し、差別のない人権が尊重される明るく住みよい社会の実現に向けて「岐阜県人権啓発センター」が設置され、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に行うため２００３年（平成１５年）には「岐阜県人権施策推進指針」が策定されました。

その後改定を重ねながら、岐阜県が進める人権教育・啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向性を明らかにし、人権尊重の意識を高めるための総合的かつ効果的な取り組みが行われています。２０２３年（令和５年）３月には「岐阜県人権施策推進指針」の第四次改定が行われました。

また、２０２０年（令和２年）からは、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染者や医療従事者などに対する人権侵害（コロナハラスメント）や事情があってワクチンを接種しない、できない人への人権侵害（ワクチンハラスメント）が問題となりました。県では、同年７月に差別的取扱い等の禁止も含めた「岐阜県感染症対策基本条例」を施行し、同年９月には、岐阜県知事、県内４２市町村長が連名で、「ストップ『コロナハラスメント』宣言」を行い、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害を防止する取り組みを行っています。

２．指針改定の趣旨

本市では、２００７年（平成１９年）に策定、その後２度の改定を経た「山県市人権施策推進指針」に基づき、「お互いの人権が尊重され、共生できる平和で豊かな社会の実現を目指して」をスローガンに、総合的かつ効果的な人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。

しかし社会には依然として、人命を損なう恐れのあるいじめ、職場におけるハラスメント、スマートフォンの普及や様々な SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用拡大に伴うインターネット上の誹謗中傷や、性的指向

及び性自認を理由とする偏見、差別など、解消に向けて取り組むべき様々な人権問題があります。

また、2020年（令和2年）からは、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、人権侵害が問題となりました。様々な人権問題について、引き続き一人ひとりの人権が尊重される社会をつくるため、人々の意識に訴えていくことが必要です。

このような社会的背景や、これまでの取り組みを踏まえ、現在の指針を継承、発展させて、新たな人権課題に対応するため、「山口市人権施策推進指針」を改定し、2023年度（令和5年度）からの本市が目指すべき人権施策の基本的な方向を明らかにすることとしました。

3. 指針策定の位置づけ

この指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている地方公共団体の責務に基づき、本市の今後の人権施策の基本的な方向を明らかにするものです。

市はこの指針に基づき、今後も、国、県、関係機関と連携して、より総合的かつ効果的な人権教育・啓発に関する施策を積極的に推進していきます。

4. 指針の推進期間

この指針の推進期間は、2023年度（令和5年度）から2032年度（令和14年度）の10年間とします。また推進期間内でも、施策の検証、市民意識の変化や社会情勢等に応じて弾力的に見直すものとします。

第2章 人権施策の推進方向

1. 山県市の現状とこれまでの取り組み状況

本市では、2007年（平成19年）3月に策定し、その後2度の改定を経た「山県市人権施策推進指針」に基づき、「山県市人権教育・啓発推進協議会」を中心に、社会教育の「社会人権教育推進協議会」、学校教育の「学校人権教育推進委員会」がそれぞれ事業を展開しています。各協議会、委員会は、相互の連携により人権・同和教育を進めるとともに、隣保館においては地域活動を活性化することで地域交流を深め、また、人権擁護委員等による相談業務の充実により、人権意識の高揚と様々な差別の解消に向けた意識啓発を推進する取り組みを続けています。

2. 市民意識の状況

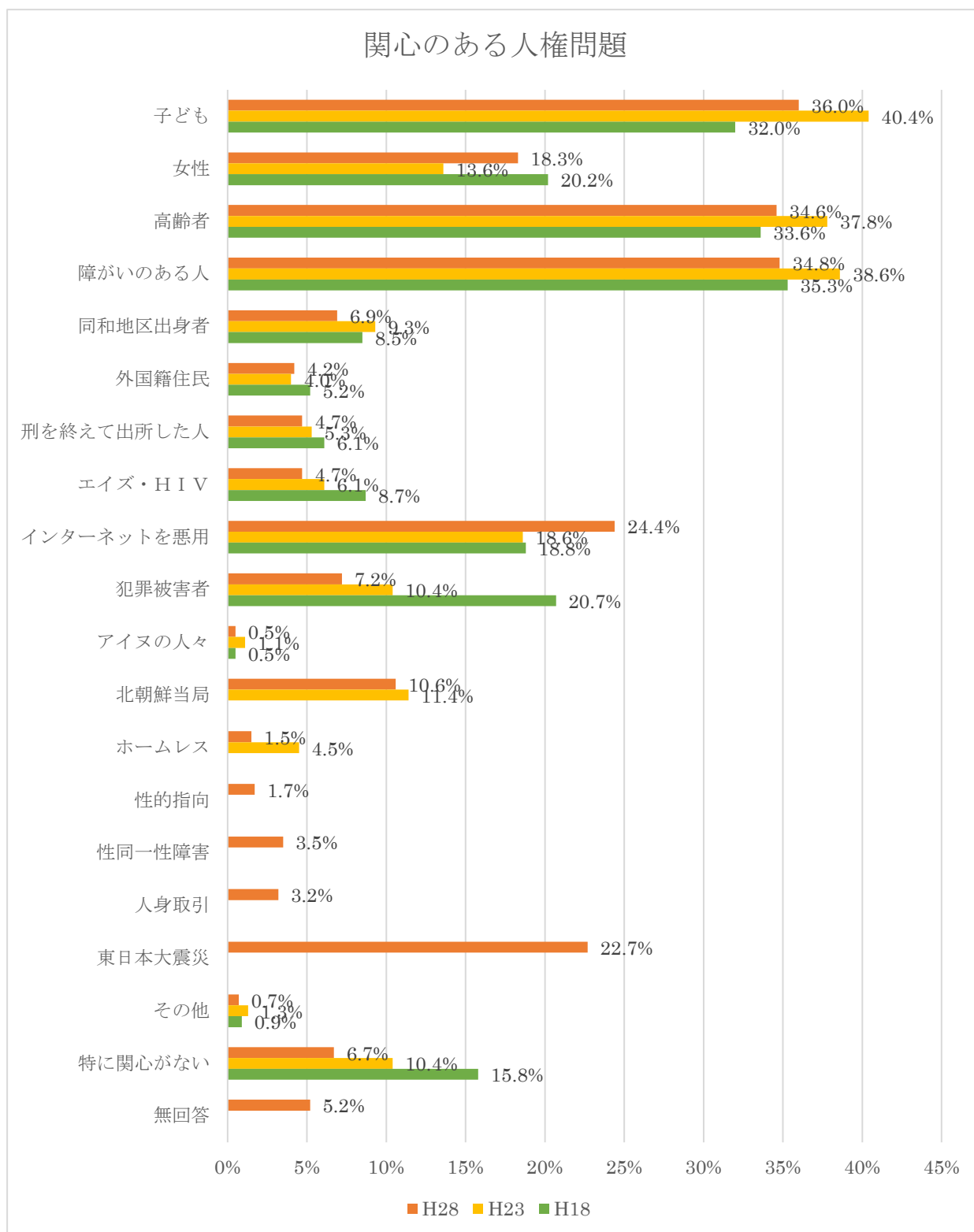
（1）人権問題への関心

2017年（平成29年）に実施した「山県市人権施策推進指針」作成に係るアンケート調査によると、本市における人権問題についての関心度については、上位3位が「子どもの人権」（36.0%）、「障がい者の人権」（34.8%）、「高齢者の人権」（34.6%）で社会的弱者に対する人権意識が高い結果となりました。

この結果は平成18年と平成23年に実施された人権擁護に関する世論調査結果でも同様に3つが上位に位置づけられており、重点的に考えていく必要があると考えられます。

また、「インターネットを悪用」を挙げる意見が24.4%と、平成23年調査の18.6%から急増していることにも留意が必要です。

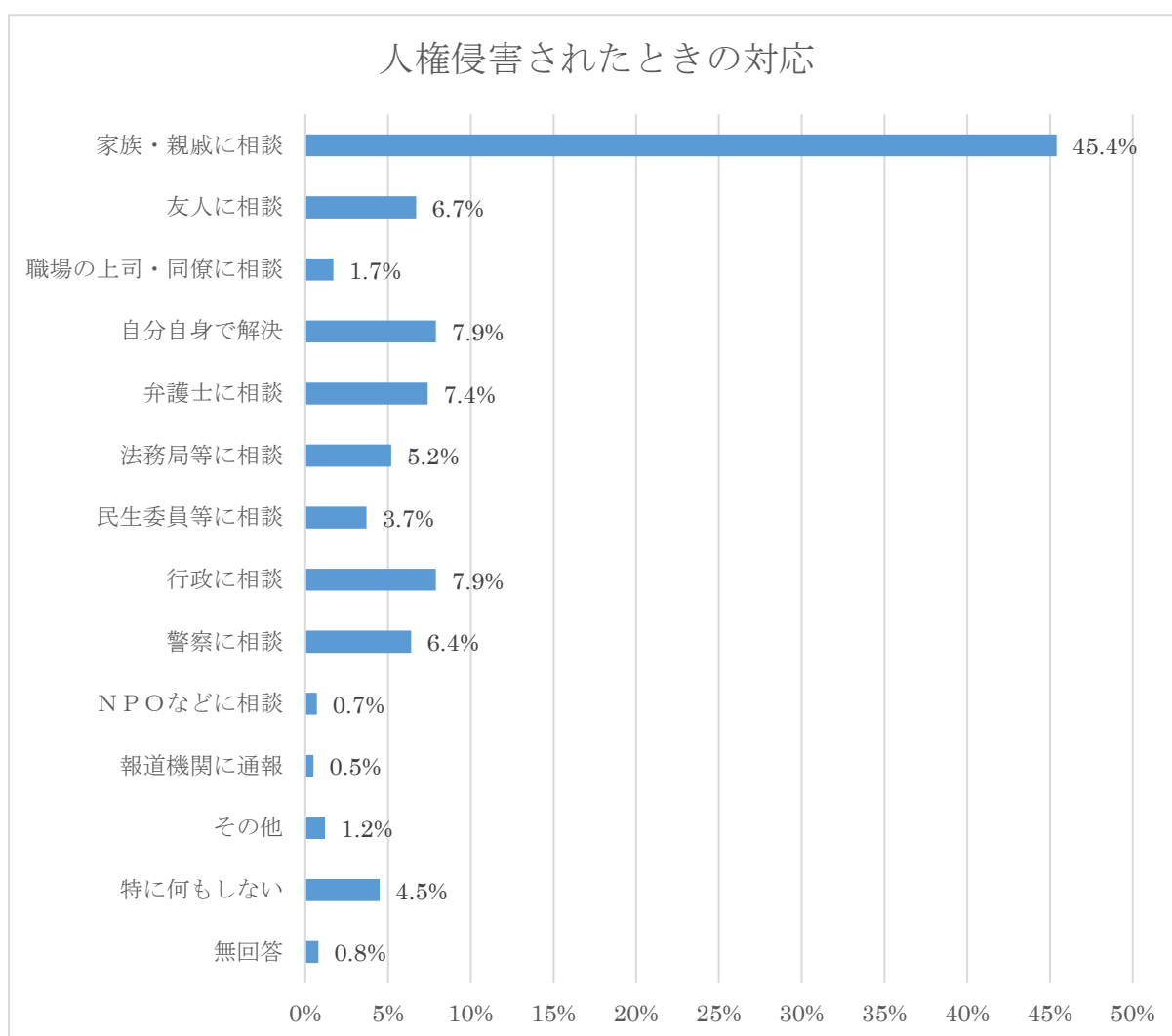
一方、「人権問題に関心がない」という意見も6.7%ありましたが、平成18年の調査から段階的に減少しており、平成23年調査からは3.7%減少しています。



※ 複数回答となっていますので、合計は 100 パーセントを超えます。

（２）人権侵害されたときの対応

人権侵害の経験において、人権侵害されたときの対応として「家族、親戚に相談」が 45.4%でほぼ半数を占めており、「自分自身で解決」が 7.9%、「行政に相談」が 7.9%、「弁護士に相談」が 7.4%、「警察に相談」が 6.4%となっています。行政等に相談すると回答した方が少ないことは、深刻の度合いが高くないのか、又は各種相談事業の PR 不足とも考えられます。人権侵害という難しい問題に対して、プライバシー保護など行政として対応できる場所作りが課題と考えます。



3. 人権教育・啓発の推進方向

人権啓発とは、人権尊重思想の普及、高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等のうち人権教育を除いたものであり、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動が取れるようにすることです。

具体的な目的としては「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権が侵害された場合に、これを排除し救済するための制度はどうなっているか」等について、正しい認識を持つとともにそれらの認識が日常生活の中で、態度面、行動面等において確実に根付くようにすることです。

また、社会を取り巻く状況として、国際化や情報化の進展など様々な人権問題がある中で、今まで以上に人権啓発が重要視されてきているなど、その内容や実施方法について、市民の理解と共感が得られるものであることが必要です。

このことから、人権に関わる法令などの基本的な知識の習得を図る啓発、それぞれの分野の人権問題について認識を深める啓発、生命の尊さ、大切さを実現できるような啓発、一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、尊重しあうことが大切であることを訴えかける啓発などが求められています。

市民一人ひとりが、人権問題を自分のこととして捉え、人権尊重の理念を日常生活の中で、人権感覚を育む人権啓発を今後も効果的に行っていく必要があります。

人権教育について、本市では、「山口市人権教育の方針と重点」に基づき、全教育活動を通し、人権尊重の精神がみなぎる学校づくりの取り組みが行われています。

しかし、人間の尊厳や人権尊重の理念についての正しい理解や、これを実現する態度が十分定着していないなどにより、依然として様々な問題が生じています。そのため、学校教育や社会教育を通じて、学校、家庭、地域社会における良好な人間関係を構築し、社会での規範意識の向上が図れるよう、発達段階に応じた人権教育を効果的に進めていく必要があります。

学校教育では、教育活動全般を通じて、幼児、児童、生徒、学生が社会生活を営むうえで必要な知識、技能や態度を身につけることにより、人権尊重の精神を養っていく必要があります。

社会教育の場では、幼児から高齢者に至るまで、それぞれのライフステージに応じて人権意識を高めていけるよう、公民館、隣保館をはじめとした社会教育施設を活用した学習機会を提供しています。また、この学習では、単に人権問題を

知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚を養っていくことが求められます。

【施策の方向】

①市民、企業等への啓発

- * 市民の人権意識の高揚を図るため、広報やホームページ、情報誌など各種媒体を活用し、市民に対して人権啓発を推進します。
- * 市民の人権意識の形成を図るため、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会やパネル展示、講座などを開催します。
- * 市民及び職員などが人権についての理解を深めるため、小冊子、図書などの充実を図ります。
- * 人権が尊重される職場づくり等人権尊重の視点に立った企業活動を行う意味から、ハローワーク等の関係機関と連携して、研修会などへの参加を促進します。また、企業等における人材の採用にあたっては、個人の能力と適性に基づく公正な採用選考の確立を図るため、ハローワーク等と連携して、周知徹底に努めます。

②学校教育における人権教育の推進

- * 幼児、児童、生徒が発達段階に応じ、すべての教育を通じて、人権尊重の意識を高め主体的に人権問題に取り組むことができる力を育むとともに、一人ひとりを大切にする教育を推進します。そのために必要な教材などについて、情報収集や調査研究に努め、指導法の改善を図ります。
- * 各学校は、人権尊重の視点に立った学校運営に努め、研修等を通じて全ての教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについて十分な認識や指導力を持った人材の育成に努めます。
- * 児童、生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、社会教育との連携を図り、ボランティア活動などの多様な体験活動や高齢者、障がい者との様々な交流の機会の充実を図るなど、家庭、地域と一体となった人権教育を推進します。

③社会教育における人権教育の推進

- * 生涯学習の視点に立って、あらゆる機会における人権に関する学習を一層充実させるとともに、社会教育施設を活用して、学校や社会教育関係団体等と連携を図りながら、人権に関する多様な学習の機会を提供します。

*家庭教育学級等を通じて、親子ともに人権感覚が身につくような学習機会の
充実や情報提供に努め、家庭教育への支援を図ります。

第3章 分野別施策の方向

1. 女性の人権

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。2016年（平成28年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定、公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられました。

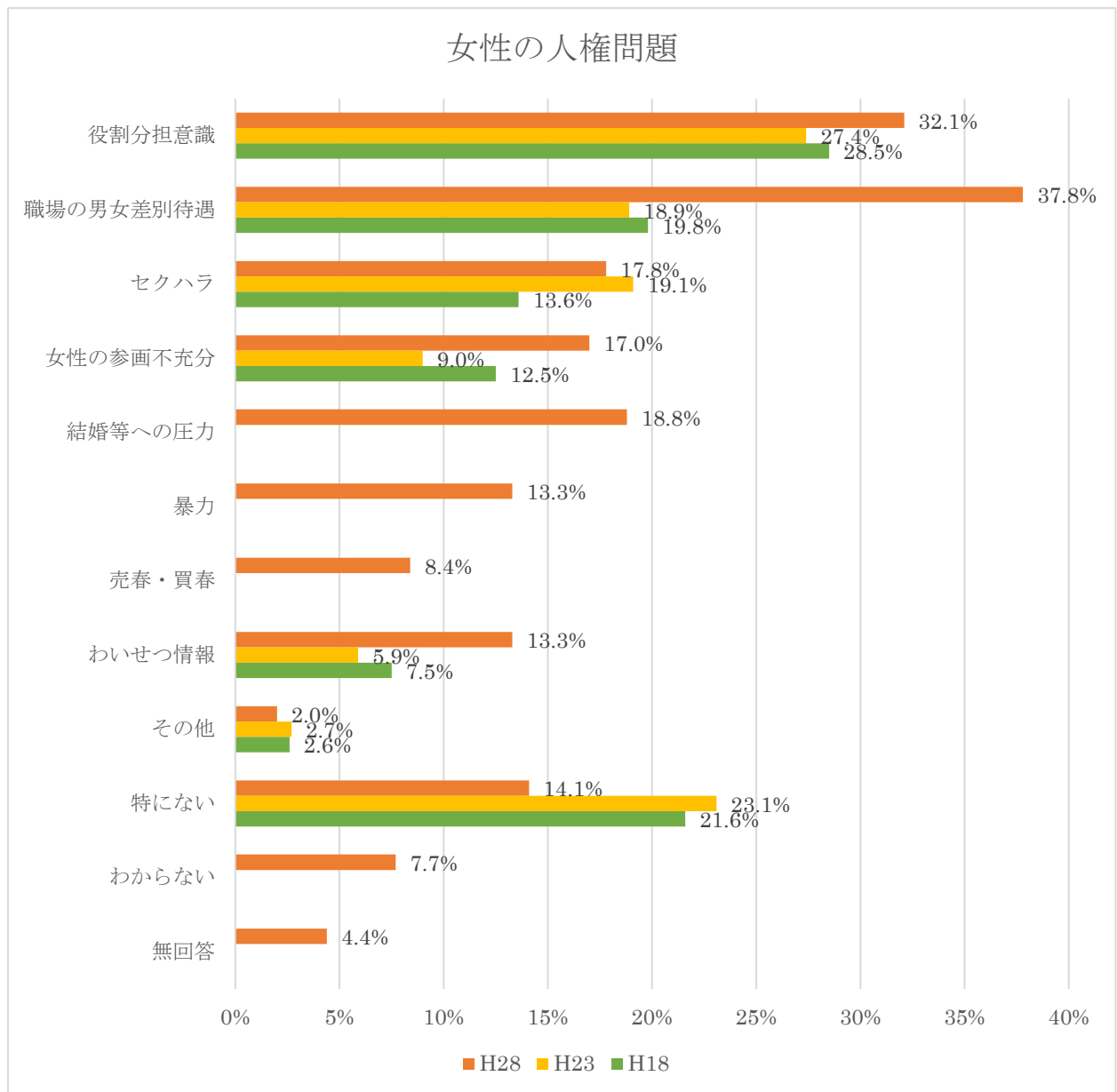
また、男女間の暴力等に関しては、2013年（平成25年）に「ストーカー行為等の規制に関する法律」（ストーカー規正法）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が改正されました。ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等は重大な人権問題であり、被害者の多くが女性で、被害が深刻化しやすいと言われています。その背景には経済力の格差、上下関係、固定的な性別役割分担意識が根強く残る社会構造の問題もあります。

本市においては、2015年（平成27年）「山県市男女共同参画推進条例」を制定し、2022年（令和4年）2月に「第4次山県市男女共同参画プラン」を策定するなど、男女の人権尊重と男女共同参画社会の実現に向けて一層の取り組みを進めています。

「山県市人権施策推進指針」作成に係るアンケート調査によると、女性の人権について問題があると思うことについて、「職場の男女差別待遇」の割合が37.8%と最も高く、次いで、男は仕事、女は家庭という「役割分担意識」の割合が32.1%となっています。また、「結婚等への圧力」が18.8%、「セクハラ」が17.8%となっています。これらの背景の中にある、これまでの女性に対する見方、考え方を意識レベルから改めるような啓発や研修が必要です。

今後は、固定的な性別役割分担の意識を払拭し、男女が不平等感を持たない雇用に向けた取り組みを促進することが重要であり、家事、育児や介護などの男女共同参画に向けた社会環境の整備を図る必要があります。

また、女性に対する暴力など、男女共同参画の推進を阻む暴力の根絶に向けた取り組みの充実を図る必要があります。



※ 複数回答となっていますので、合計は 100 パーセントを超えます。

【施策の方向】

①啓発活動の充実

＊男女共同参画社会の早期実現に向け、市民や企業を対象に広報紙やホームページなど広報媒体を有効的に活用し、家庭、職場、地域における固定的な性別役割分担意識をなくすこと、とりわけ職場の男女差別解消を求めて、啓発に努めます。

②社会支援の充実

＊職場における男女の均等な機会と待遇の確保が講じられるよう労働条件の整

備や労働管理の改善が図られ、女性がその能力や技術を生かすことができる職場環境づくりを進めます。

③家庭、地域社会における活動の充実

＊子育てや介護を含む家庭生活においては、男女がともに主体的に関わり、地域活動においても男女が共に参画できる環境づくりを進めます。

④女性に対する暴力等への対応

＊セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、ドメスティック・バイオレンス（DV）等女性に対する暴力や性をめぐる問題については警察、女性相談センター、母子生活支援施設、子ども相談センター、医療機関その他関係機関との連携を強化し、相談から保護、自立に至るまでの救済対策を進めます。

⑤教育活動の充実

＊学校等において、人権尊重、男女平等、相互理解についての教育を充実させることで、男女共同参画社会の実現に向けての教育活動を進めます。

2. 子どもの人権

現在、子どもを取り巻く社会全体の環境は、少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域の子育て機能の低下、インターネットやスマートフォン、携帯電話、携帯ゲーム機などの普及により、著しく変化しています。こうした中で、少年非行の凶悪化や粗暴化、保護者による子どもへの虐待（身体的、性的、心理的虐待、ネグレクト等）の深刻化、SNSやインターネットを利用した誹謗、中傷によるいじめ、不登校や引きこもりなどの増加、子どもの貧困などが深刻な社会問題となっています。

子どもの人権については、1947年（昭和22年）12月に「児童福祉法」、1951年（昭和26年）5月に「児童憲章」が制定され、1989年（平成元年）に国連で採択された「児童の権利に関する条約」においては、「子どもは特別な保護を受ける存在であるとともに、自ら権利を行使する主体者」として位置づけられ、1994年（平成6年）にはわが国もこの条約に批准しました。1999年（平成11年）11月には、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童に保護等に関する法律」、2000年（平成12年）11月には、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、児童に対する虐待の禁止事項をはじめ、児

児童虐待に関する地方公共団体の責務や児童の保護のための措置等が定められました。２００４年（平成１６年）４月に同法が一部改正され、虐待を受けたと思われる児童も通告義務の対象となるなど虐待の早期発見が重視されています。２００８年（平成２０年）４月の法改正では、立入検査等が強化されるなど積極的な取り組みが行われています。

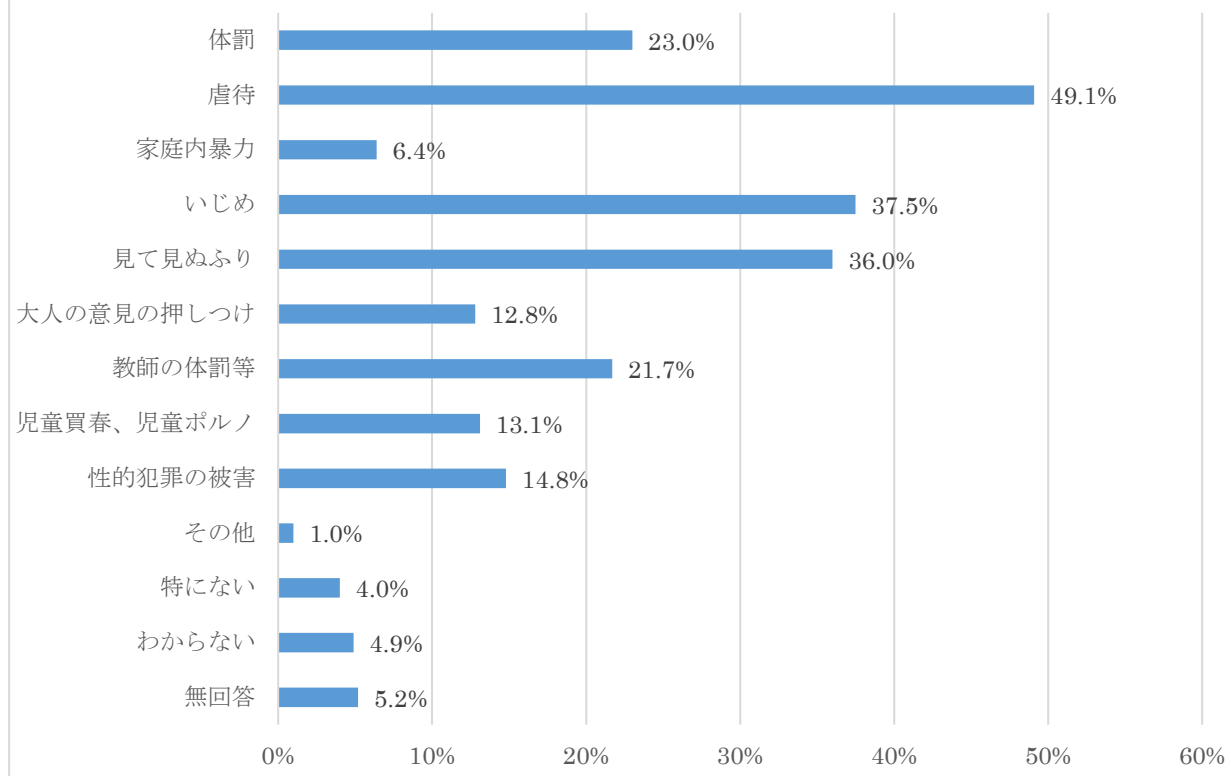
また、２００３年（平成１５年）７月に次世代の社会を担う子どもたちが、健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。２０１２年（平成２４年）８月には、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的に「子ども・子育て支援法」が制定され、本市においては、この法律に基づき２０２０年（令和２年）３月に「第２期山県市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、よりきめ細かく温かい子育て支援の充実を図る取り組みを推進しています。

「山県市人権施策推進指針」作成に係るアンケート調査によると、子どもの人権について守られていないと思うことは、「虐待」の割合が４９.１％と最も多く、次いで「いじめ」３７.５％となっており、少子化や核家族化の進行、地域の教育力の低下など、近年の家庭を取り巻く環境の変化にともない、子どもをめぐる問題が顕在化していることがうかがえます。

また、いじめの問題については、「いじめられる人にも問題」（４８.９％）が「いじめめる人が悪い」（３６.３％）を上回っており、いじめ問題に対する認識の違いが今後の課題と思われます。

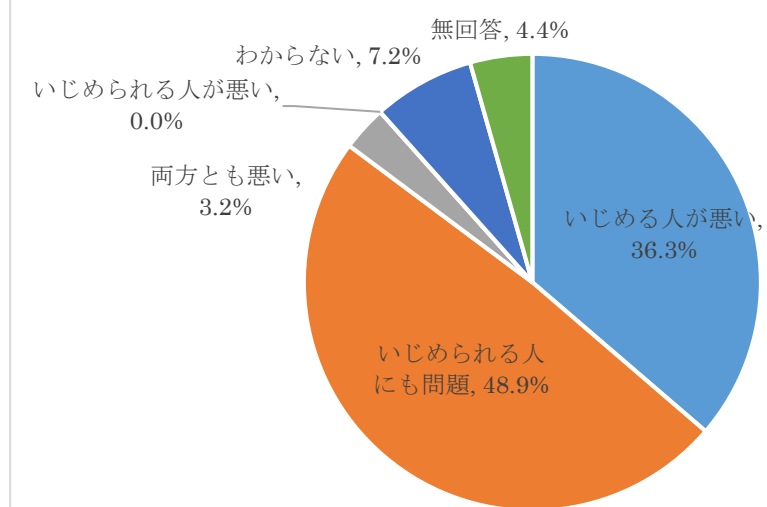
ネットいじめ問題については、近年のインターネットの普及に伴い、「知っている」（６５.２％）が７割弱を占めています。テレビ、新聞等でも多く報道されており、インターネットを悪用した人権侵害を防止するため、個人のプライバシーや名誉を尊重し人権侵害を防止するための広報や啓発活動の充実が課題と考えます。子どもの人権を守るために必要なことについては、「思いやりの心を育む」（４２.０％）次いで「相談、支援体制の充実」（３９.３％）、「学校、社会、家庭教育を充実」（２７.９％）となっています。このことから、子どもの権利擁護を推進するためには、まずは周囲の大人への人権に関する取り組みが重要と考えます。思いやりの心を育むため、親の立場として「子ども的人格を尊重し子どもの主体性と人権を尊重する」ということと、思いやりのある子に育てる際の「親のしつけ」を正しく認識することが課題と考えます。

2-1 子どもの人権が守られていないこと

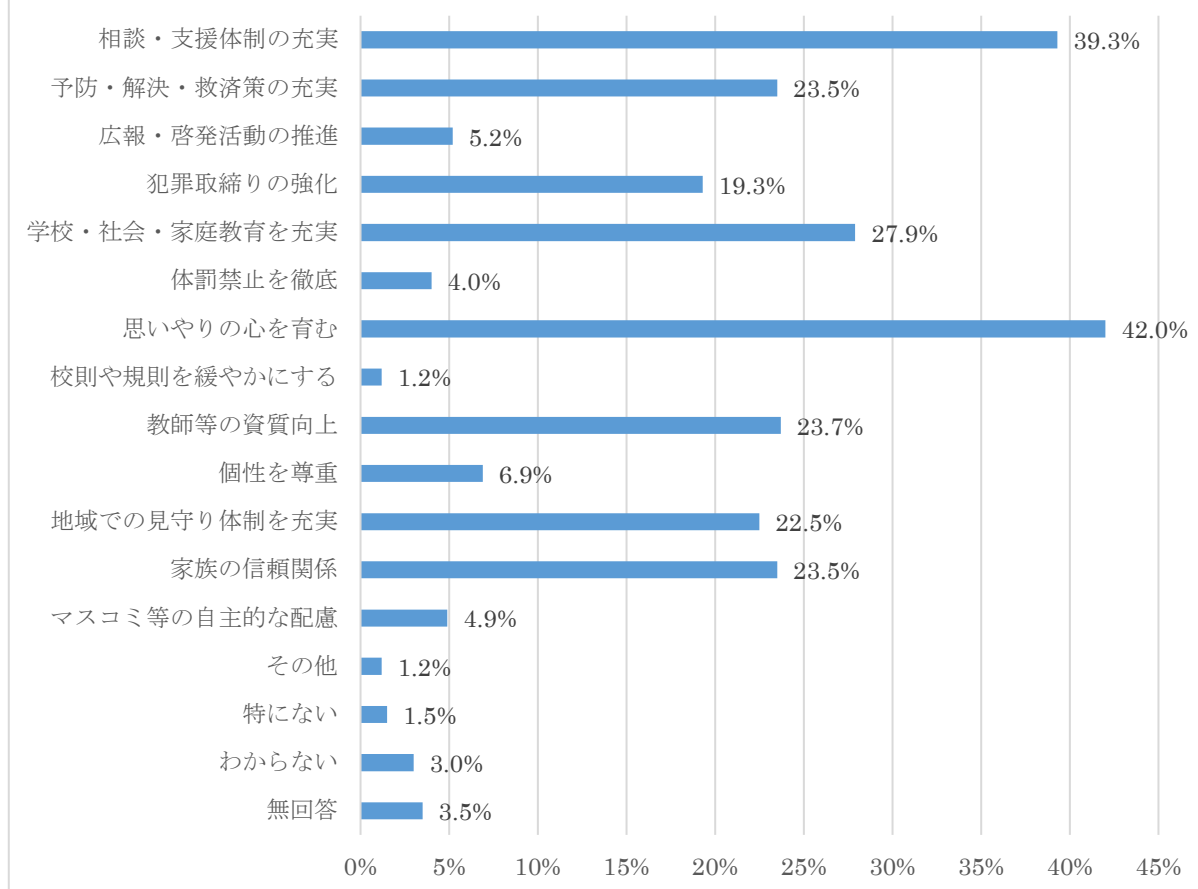


※ 複数回答となっていますので、合計は 100 パーセントを超えます。

2-2 いじめの問題



2-3 子どもの人権を守るために必要なこと



※ 複数回答となっていますので、合計は 100 パーセントを超えます。

【施策の方向】

①子どもの人権を尊重する意識啓発

＊児童福祉法第1条では、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成される様に努めなければならない。等しくその生活を保障され、愛護されなければならない。」とあります。様々な機会を捉えて、子どもの人権を尊重する意識を広めます。

②乳幼児期、学童期における人権の尊重

＊乳幼児期は、人間形成の基礎を培う大切な時期であり、「人、物を大切にする心を育てる」取り組みを通して、その発達や家庭、地域に応じた適切な保育や幼児教育を実施していきます。学童期は、学校教育、社会教育を通じて、人権尊重の意識を高め人権教育を充実していく中で、ボランティア活動や自然体験活動等生活の場を通して総合的に進めます。

③家庭教育の充実

＊親としてのあり方や家庭の役割などについて、様々なテーマの家庭教育学級を通じ、親子で学び、家庭における教育のあり方について教育と啓発を行っています。

④児童虐待防止への取り組み

＊市民に対して児童虐待防止についての知識の普及を図るとともに、虐待の早期発見のための協力を働きかけ、家庭児童相談の充実、強化を図ります。また、要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議等を開催し情報交換をするとともに、子ども相談センターと綿密に連携をとりながら虐待防止ネットワークを進めています。

⑤家庭や地域社会での青少年健全育成

＊地域、家庭、学校が一体となって、青少年の健全育成を目指した働きかけを進めます。青少年の健全な成長を阻害するおそれのある書籍、雑誌、映像ソフト、インターネット上の有害情報等、有害な社会環境から青少年を保護するとともに社会環境の浄化に努めます。

3. 高齢者の人権

わが国における高齢化の現状は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景にして、4人に1人が高齢者（65歳以上）となっています。また核家族化が進む中で、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、認知症高齢者、介護を必要とする高齢者が増えていることに伴い、介護負担や介護疲れによる家族間の不和、高齢者に対する身体的、心理的、経済的などの虐待や、悪質商法や振り込め詐欺などの事件が後を立たず、高齢者の人権問題が大きな社会問題となっています。

国においては、こうした高齢者に対応するため、「高齢者社会対策基本法」「介護保険法」「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」などの法整備が進められ、高齢者の尊厳が守られ、安心して生きがいを持って暮らすことができる社会の実現に向けて、諸施策を講じています。

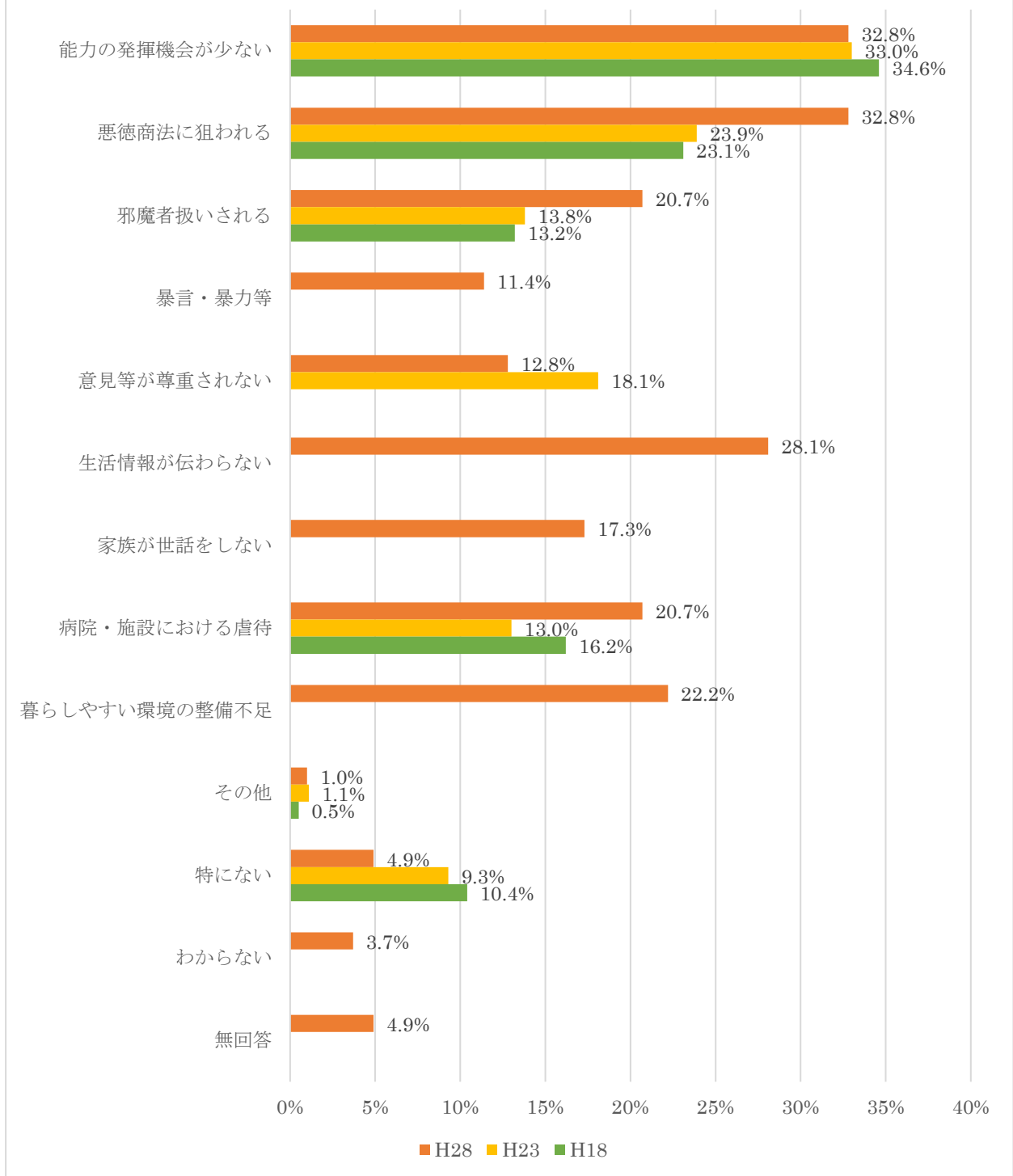
本市においては、既に3人に1人以上が高齢者となっており、今後も高齢者の割合が上昇していくと考えられることから、介護保険運営もさらに厳しさが増してくると思われます。こうした中、「山県市高齢者福祉計画」に基づき、住み慣れた地域で安心して高齢者が暮らし続けられるよう介護や高齢者福祉サービスの

提供体制づくりに取り組んでいます。また、認知症などの理由で判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益を被ったり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、「山口市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の周知や利用の支援に努めています。

「山口市人権施策推進指針」作成に係るアンケート調査によると、高齢者の人権について守られていないと思うことは、「能力の発揮機会が少ない」と「悪徳商法に狙われる」の割合が32.8%同率となっており、次いで「生活情報が伝わらない」が28.1%、以下「暮らしやすい環境の整備不足」「邪魔者扱いされる」となっており、高齢者が安心して暮らせる社会づくりが課題となっています。

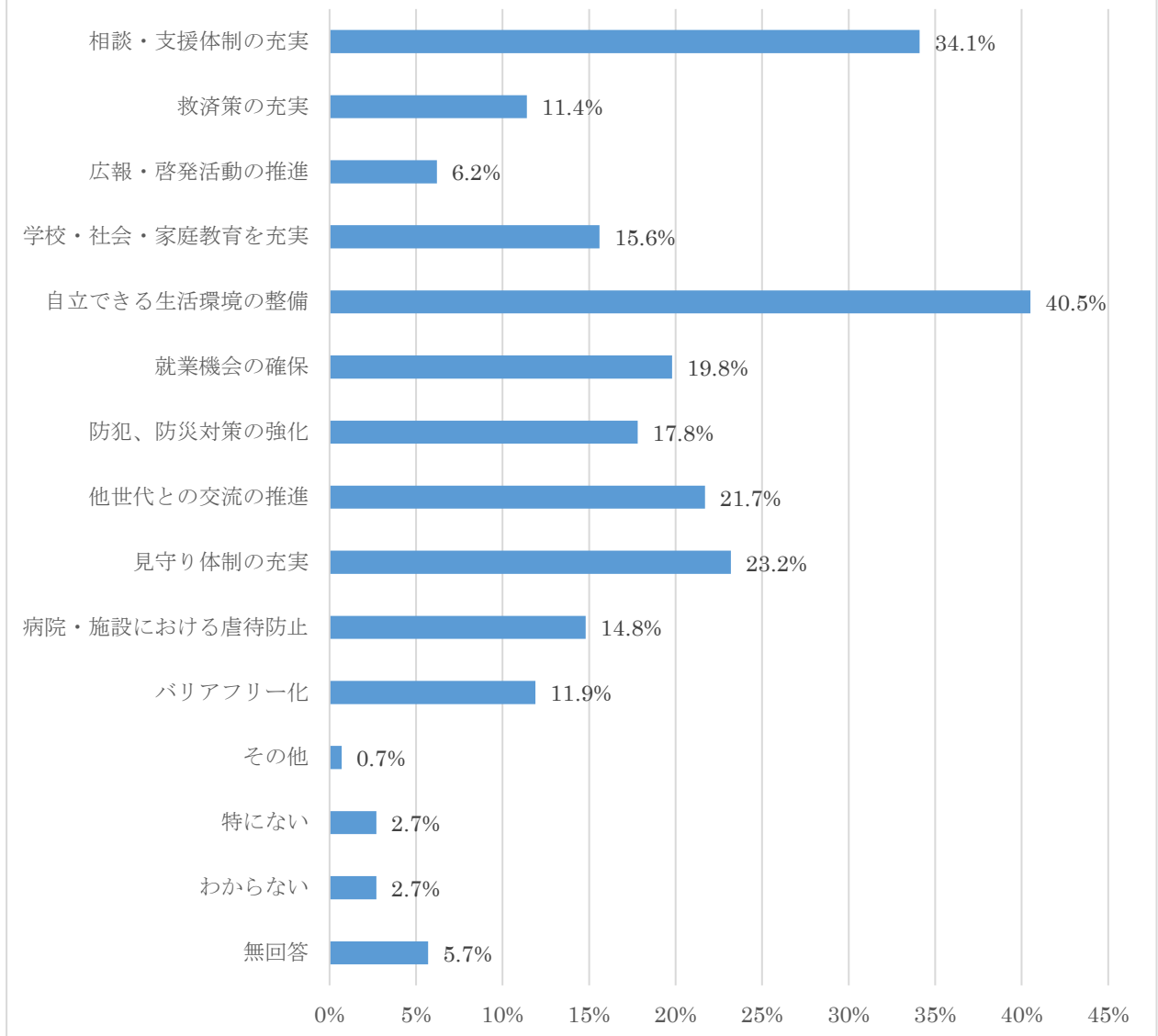
また、高齢者の人権保護については、「自立できる生活環境の整備」の割合が40.5%で、次いで「相談、支援体制の充実」が34.1%となっています。高齢者の人権が尊重されるためには、自らの経験と知識を生かし、社会の役に立つような生きがいを実感できることや、健康な生活づくり、さらには地域社会に積極的に貢献できる機会を増やしていくことなどが必要と思われます。

3-1 高齢者の人権が守られていないこと



※ 複数回答となっていますので、合計は 100 パーセントを超えます。

3-2 高齢者の人権保護



※ 複数回答となっていますので、合計は 100 パーセントを超えます。

【施策の方向】

①教育・啓発の推進

*学校教育の充実

学校において高齢者の福祉、人権等の問題について理解を深められるよう教育の充実を図っていきます。

*生涯学習、啓発活動の充実

広く市民に高齢者の福祉、人権について関心と理解を深め、高齢者虐待や人権侵害防止するため、公民館活動や啓発活動を推進し、人権意識の高揚に努めていきます。

②社会参加の促進

*社会活動への参加促進

高齢者の社会参加及び就労を促進するためには、高齢者が長年培ってきた知識や経験などを活かすことができる、多様な活躍の場づくりを進めることが必要です。

そのため、高齢者が社会を支える重要な担い手として、地域社会に貢献し生きがいをもてるよう、老人クラブやシルバー人材センターなど既存組織の活性化を図っていきます。また、引き続き社会で活躍するための基本的な生活習慣の習得・持続、生活習慣病の予防・改善、生涯学習、さらには文化・スポーツ活動を通じた生きがいづくりや健康づくりを支援します。

③交流の促進

*世代間交流の促進

教育委員会と連携を図りながら、小中学生による高齢者福祉施設などでの介護体験や高齢者との交流を促進し、若い世代の高齢者に対する理解と敬愛の心の醸成に努めていきます。

④介護サービス体制の充実

*介護保険サービス事業者への指導

介護が必要な高齢者へのサービス体制を充実させるとともに、これらに関わる職員の人権意識を高めるため、適切な指導体制を整えていきます。

*相談、支援体制の充実

介護サービスを受ける高齢者が、不当な扱いを受けることがないよう苦情や

相談を受け付け、高齢者が尊厳を持って自立した生活を送ることができるよう支援していきます。

⑤権利擁護施策の推進

* 制度の周知

判断能力が低下した高齢者が、住み慣れた地域で安心した生活が営めるよう、成年後見制度や、日常生活自立支援事業の周知に努めていきます。

* 制度利用の支援

成年後見制度や、日常生活自立支援事業の利用が必要な身寄りのない高齢者については、福祉サービスの利用や契約が適切に行われるよう支援に努めていきます。

⑥高齢者虐待の防止

* 虐待防止の啓発活動の推進

高齢者を見守り、虐待を防止するには、高齢者やその家族だけでなく一般市民に広報などにより虐待についての正しい知識を広め、高齢者虐待防止に関心が高まるような働きかけを行っていきます。

* 相談窓口の充実

虐待は、高齢者に関わる家族などの心身の負担が原因となることもあり、高齢者や家族のどちらもが気軽に相談できる窓口を設置し支援していきます。

* 関係機関との連携

虐待の防止は、早期発見、早期対応が基本であり、情報をいち早く把握できる仕組みを確立しなくてははいけません。そのため、保健、医療、福祉等関係機関との連携を強化します。また、家庭内で起こる虐待は高齢者と家族以外の第三者が接点を持つことが重要であることから、自治会や民生委員・児童委員等との連携強化を図っていきます。

4. 障がい者の人権

障がいのある、なしにかかわらず、全ての人が住み良い社会をつくっていくことは、人権の視点からも重要です。中でも障がい者と障がいを正しく理解し、受け止め認めることや、障がい者自身の自立や社会参加のための支援が重要です。

全ての人が互いに助け合い、平等に生活し、活動できる「共生社会」を目指すノーマライゼーションの理念は我が国においても徐々に普及してきています。また、障がい者が生活していくうえでの物理的、心理的障壁を取り除いていく「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の概念も日常生活に浸透してきており、障がい者に対する理解は深まりつつあります。

国においては、２００２年（平成１４年）に新しい「障害者基本計画」を策定し、その後現在まで、「障害者基本法の一部改正」「発達障害者支援法」「障害者総合支援法」「障害者雇用促進法の一部改正」「障害者虐待防止法」などの法整備が進められ、ノーマライゼーションの実現に向けて、更なる障がい者施策への取り組みを進めてきました。さらに２０１６年（平成２８年）に、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止と障がい者から何らかの配慮を求められた場合、「合理的配慮（負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うこと）」の不提供の禁止が求められています。２０２１年（令和３年）５月の同法改正により、努力義務であった事業者の「合理的配慮の提供」が義務となりました。

このほか、２０１８年（平成３０年）１２月には、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行され、諸施策を実施しています。

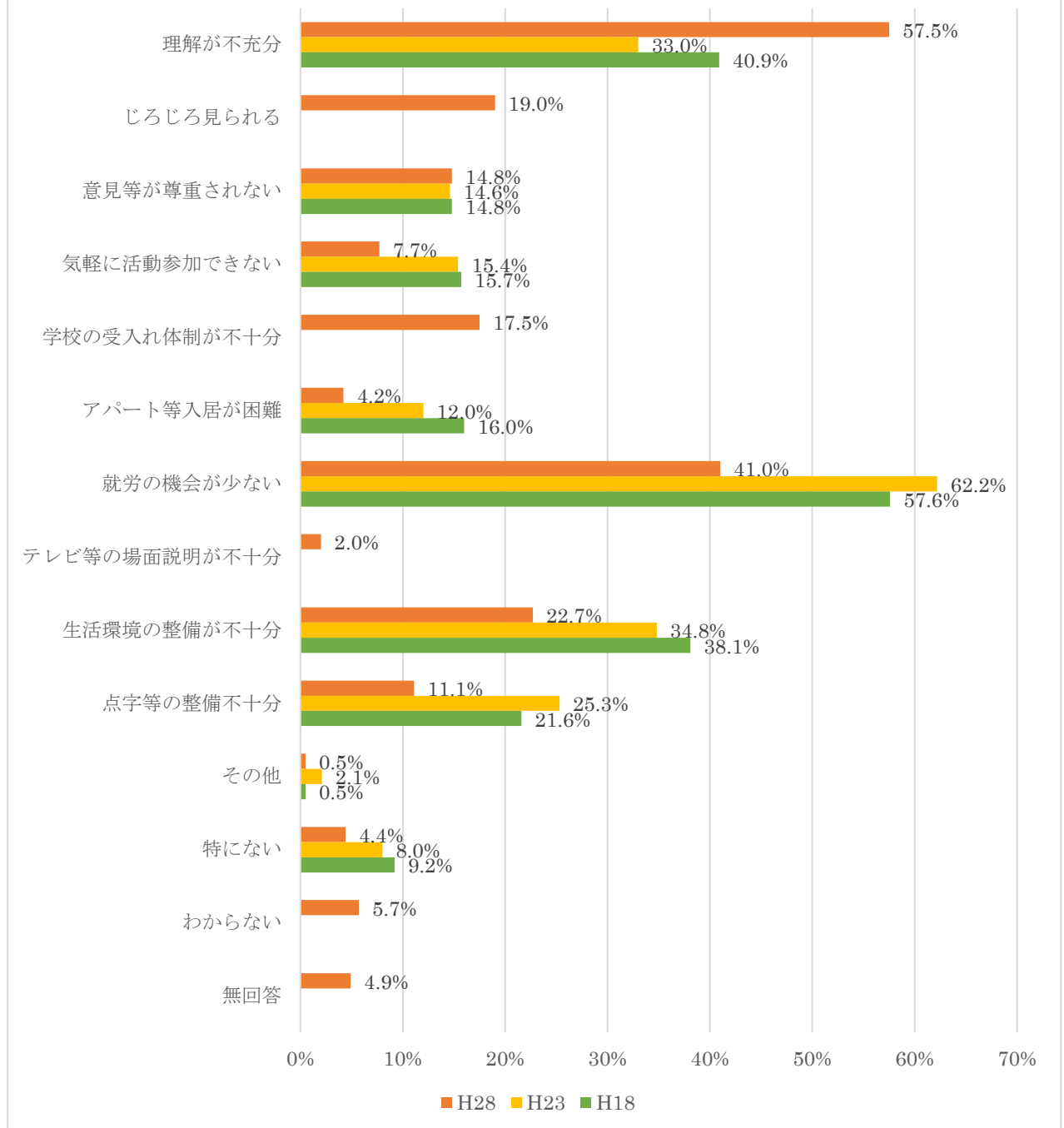
こうした中、障がい者の地域生活、社会参加を促進するためには、行政の制度に加えて、地域住民や当事者団体、サービス提供事業者、ボランティア、自治会などが協力して行う地域の支えあいが必要です。さらに、すべてのライフステージにおける理解、交流、支援、社会参加などの施策の充実が重要です。また、障がい者への偏見や差別意識が生じることがないように、障がい者についての正しい理解と認識を深める必要があります。

本市においては、「山県市障がい者計画」、「山県市障がい福祉計画・山県市障がい児福祉計画」を基に、障がい者に関する施策の一層の充実、出生から高齢期に至るまでの切れ目のない支援体制の構築に努めています。また、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益

を被ったり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、「山県市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の周知や利用の支援に努めています。

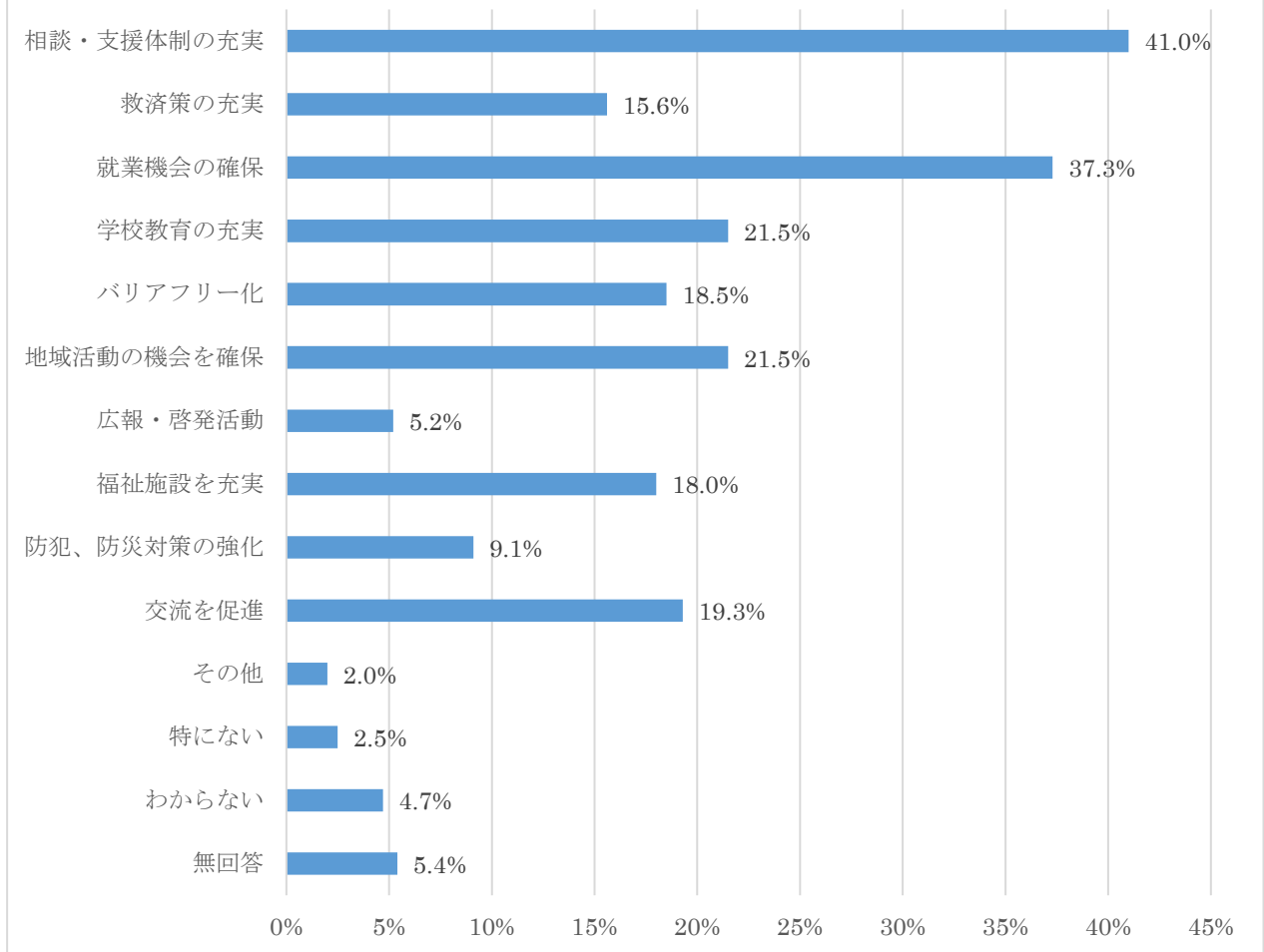
「山県市人権施策推進指針」作成に係るアンケート調査によると、障がい者の人権が守られていないと思うことは、「理解が不十分」の割合が 57.5%、次いで「就労の機会が少ない」が 41.0%となっています。障がい者の人権を守るために必要なことについては、「相談、支援体制の充実」の割合が 41.0%、次いで「就業機会の確保」が 37.3%となっています。このことから、障がい者への正しい理解と認識を深めることと、社会参加しやすい環境づくりが課題といえます。

4-1 障がい者の人権が守られていないこと



※ 複数回答となっていますので、合計は 100 パーセントを超えます。

4-2 障がい者の人権を守るために必要なこと



※ 複数回答となっていますので、合計は 100 パーセントを超えます。

【施策の方向】

①地域共生のまちづくり

＊ノーマライゼーションの理念の浸透により、障がいへの差別や偏見といった社会参加の制約となっている諸要因を除去し、住民一人ひとりが福祉への理解と関心を高め、優しさと思いやりの行動が実践できるまちづくりを目指していきます。また、積極的な市民参加のもとで、行政、自治会、福祉関係事業者、ボランティア、NPO といった、地域の中で多様な主体が相互に協力し合い、すべての人が地域社会の一員として、共に支えあい、助け合い、尊厳をもって暮らしていけるような地域共生のまちづくりを目指していきます。

②自立支援のまちづくり

＊関係機関と団体とが連携し、総合的な相談や情報提供を一元的に実施できる

体制を目指していきます。

- ＊誰もが住み慣れた地域での暮らし、社会参加を果たしていくため、建築物、公共交通機関、道路等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインによるまちづくりを目指していきます。また、障がいの予防、軽減、早期発見、早期治療、地域リハビリテーションの充実等による自立支援の促進を目指していきます。

③社会参加の推進

- ＊様々な就労形態の確保により、自立生活における経済基盤を充実させ、人々とのふれあいや生きがいを見出し得る就労の場の充実を目指していきます。
- ＊スポーツや文化活動等への参加支援や施設のバリアフリー化により、全ての市民がより豊かな人生を送れる環境づくりを目指します。
- ＊障がいのある子どもや発達遅れのある子どもたちの個々の状態、ニーズ等に応じたきめ細かい生活指導、教育、相談体制を充実し、将来、その能力と可能性を最大限に発揮できるような環境づくりを目指していきます。

④権利擁護施策の推進

＊制度の周知

判断能力が低下した障がい者などが、住み慣れた地域で安心した生活が営めるよう、成年後見制度や、日常生活自立支援事業の周知に努めていきます。

＊制度利用の支援

成年後見制度や、日常生活自立支援事業の利用が必要な、身寄りのない障がい者などについては、福祉サービスの利用や契約が適切に行われるよう支援に努めていきます。

5. 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会における歴史の過程の中で形成された身分差別により今なお生まれ育った地域によって不当に差別され、基本的人権が侵害されることがあるという重大な人権問題です。

この問題の解決を図るため、国では、1969年（昭和44年）に「同和对策事業特別措置法」を制定し、33年間にわたり特別措置法に基づく取り組みを進めました。この特別措置法に基づき、国及び地方公共団体が一体となって、生活

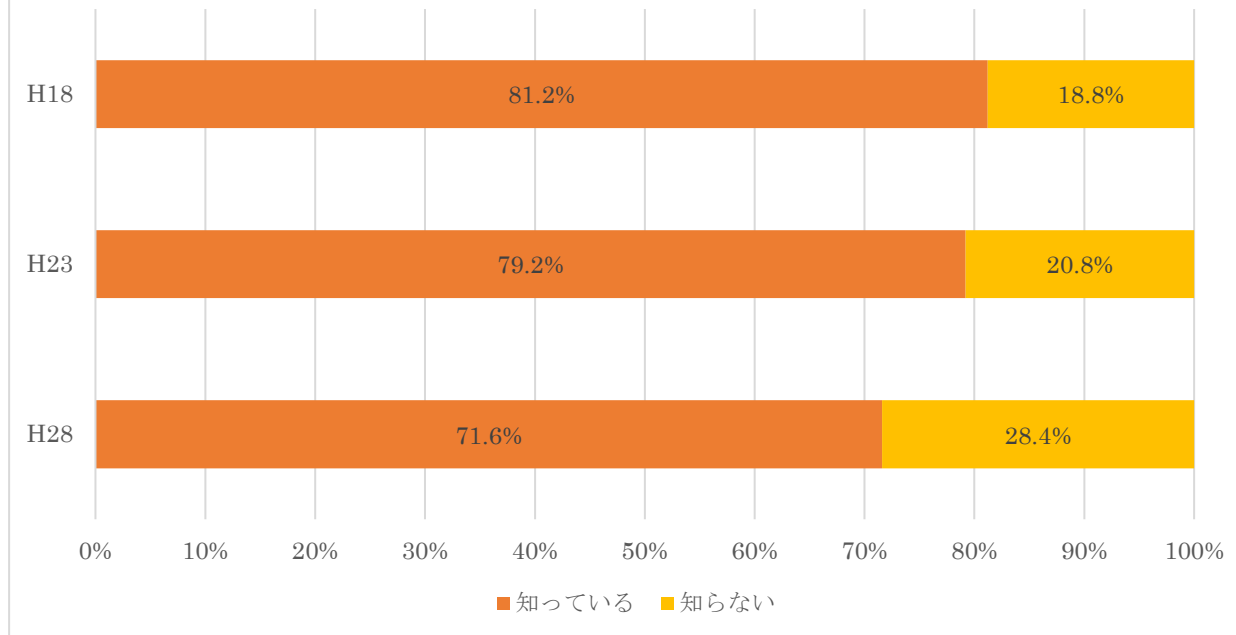
環境の改善や啓発活動等の諸施策が実施されました。その結果、同和地区の劣悪な環境をはじめとする住環境などを改善する基盤整備は一定の成果を上げ、他の地域との格差は大きく改善されました。

しかし、依然として、結婚や就職にあたり同和地区出身者であるかを調べる身元調査等が行われたりするなど、様々な心理的差別が根強く残っています。また、近年では、急激なデジタル社会への移行とともに、部落差別に関するインターネット上の差別書き込み等の問題も多様化しています。このほか、依然として、差別の解消を妨げる「えせ同和行為」も存在しています。

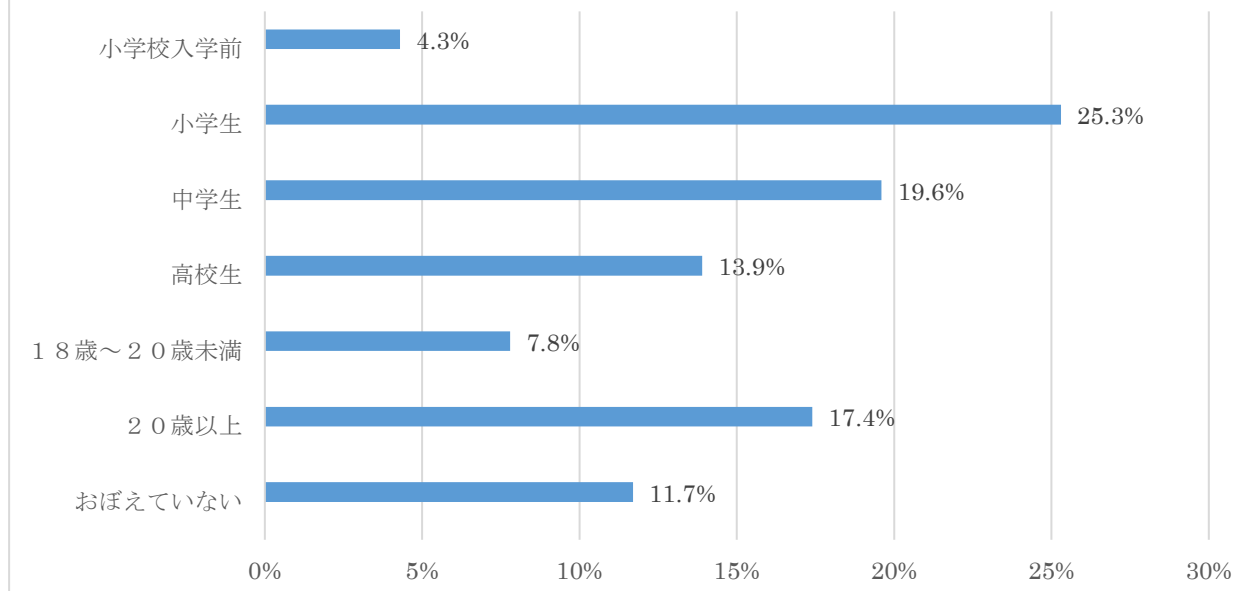
こうした中、国では、2016年（平成28年）12月に、部落差別（同和問題）の解消を推進し、部落差別（同和問題）のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）を制定し、相談体制の充実、教育及び啓発を国の責務として定め、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて施策を講じるよう努めることと定められました。2019年（令和元年）8、9月には同法に基づく「部落差別の実態に係る調査」が実施されました。この調査の結果によれば、部落差別（同和問題）の実態として、インターネットにおける特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別表現や、結婚、交際の場面における差別が発生していること、正しい理解が進む一方で偏見、差別意識が依然として残っていること、インターネット上で部落差別（同和問題）関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機が見られることなどが明らかとなっています。

「山縣市人権施策推進指針」作成に係るアンケート調査によると、同和問題の認知度についての問いの回答で、「知っている」の割合が71.6%で、H23調査より7.6%減少しており、「知らない」と答えた方の割合は、28.4%でH23調査より7.6%増加しています。また、同和問題解決に必要なことについては、「正しい理解を深める努力」の割合が、22.2%で、次いで「そっとしておく」が20.0%、「わからない」が19.3%となっています。この結果、より一層市民一人ひとりが部落差別（同和問題）を正しく理解し、部落差別（同和問題）についての理解や認識を広めるための教育・啓発を推進していくことが求められます。

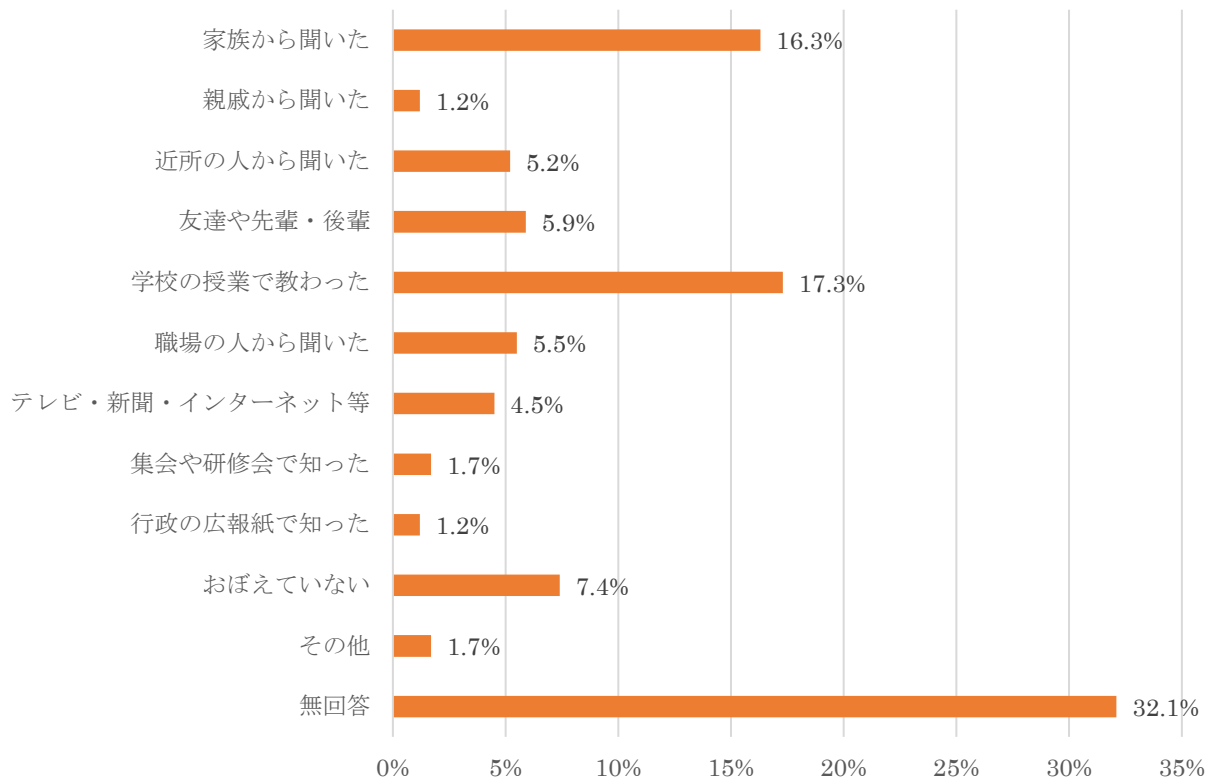
5－1 同和問題の認知度



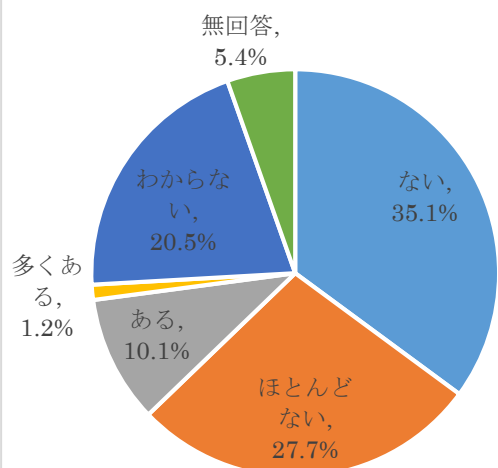
5－2 同和問題を知ったとき



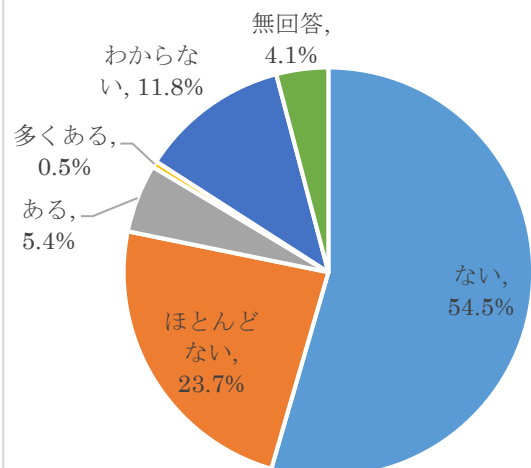
5-3 はじめて知ったきっかけ



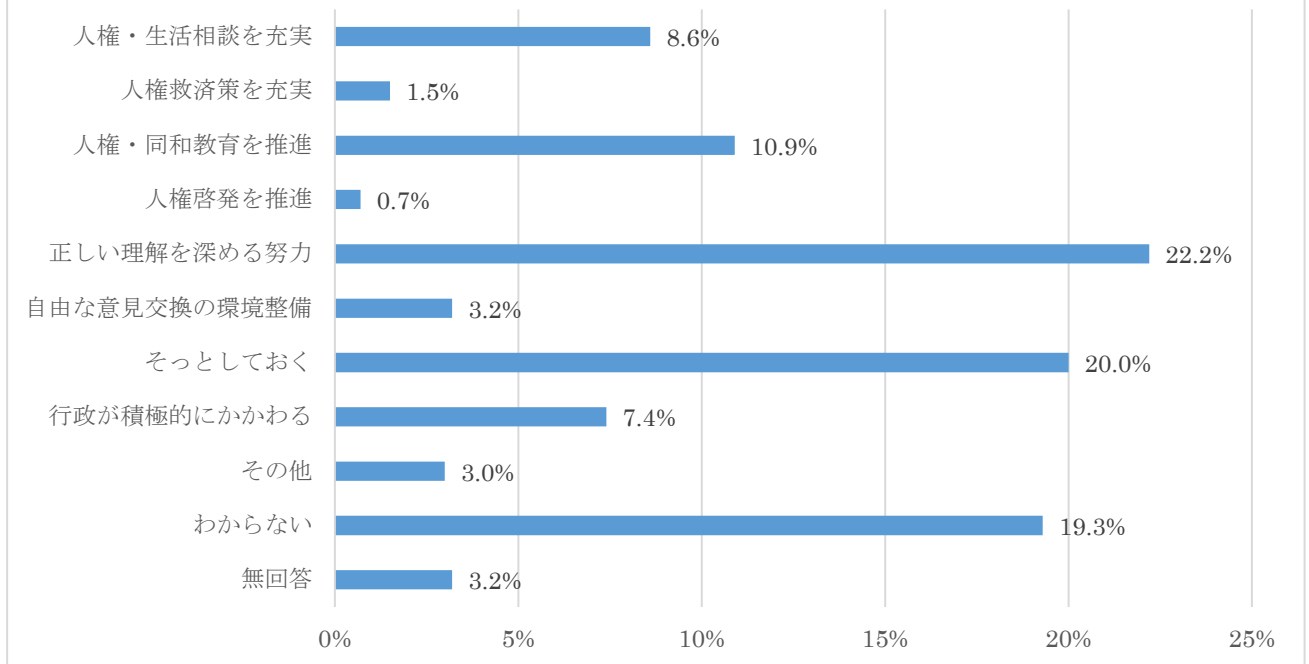
5-4 周囲の同和地区の差別意識



5-5 自身の同和地区の差別意識



5－6 同和問題解決に必要なこと



【施策の方向】

①市民への積極的な啓発活動

＊部落差別（同和問題）に関する正しい認識を持つこと及び正しい判断ができる人になることが必要で、そのためにこれまでの取り組みで積み上げられてきた成果を継続して実施するとともに、部落差別（同和問題）を人権教育・啓発の重要課題として位置づけ、「人権を大切にすることは、命を大切にすること」という認識を持って、積極的な啓発活動を推進していきます。具体的には、学校教育、行政職員、企業その他各種イベント等の場を通して人権教育・啓発を実施していきます。また、本人の権利及び利益を保護し、住民票等の不正取得を抑止するため、住民票の写しや戸籍謄本等が本人以外の第三者に不正に取得された場合に、その事実を本人に通知する「本人通知制度」の周知に努め、登録者の増加を図ります。

②えせ同和行為に対する適切な対応

＊部落差別（同和問題）については、未だに「こわい問題」「関わるとやっかいな問題」という誤った認識があります。これは無責任なうわさ話によること

が多いものですが、こうした世間の誤った意識を利用して企業や行政機関等に不当な利益や要求をする行為が「えせ同和行為」です。こうした行為は差別を受けてきた人々が新たな差別や偏見を受けることにもなり、結果としてこれまでの真摯な取り組みを全て否定することにもなるので、毅然とした態度で臨むように働きかけをします。また「えせ同和行為」の実情についての研修会を実施したり、相談体制を強化することにより、被害を未然に防ぐように努めていきます。また法務局やその他関係機関と綿密な連携を取って各種の問題に対応していきます。

③隣保館（美里会館）活動の充実

＊隣保館（美里会館）活動については、啓発活動、相談事業、各種文化活動を通して、日常生活における様々な問題の解決に向けて取り組んできました。今後も地域の重要拠点としてその活動を通して部落差別（同和問題）解消の啓発に努め、またこの問題を含めた人権に関する相談窓口を広げていきます。具体的には若年から高齢者まで幅広い年齢層の人に利用してもらえるような取り組み及び場を提供することによって、地域の自発的な交流活動を促していきます。また、時代を担う児童生徒が誤った知識や偏見を抱かないよう、部落差別（同和問題）の正しい歴史的背景や経緯から学ぶことが非常に重要です。隣保館（美里会館）活動においてそのような教育環境を構築するため、家庭、地域、学校、関係機関等とさらに密接に連携、協力を図るようにします。

④インターネット上の人権侵害への対応

＊インターネット上の同和地区名を表示するなどの差別表現等の流布については、インターネット上のサイトのモニタリングや関係機関との連携により、適切な対応に取り組めます。

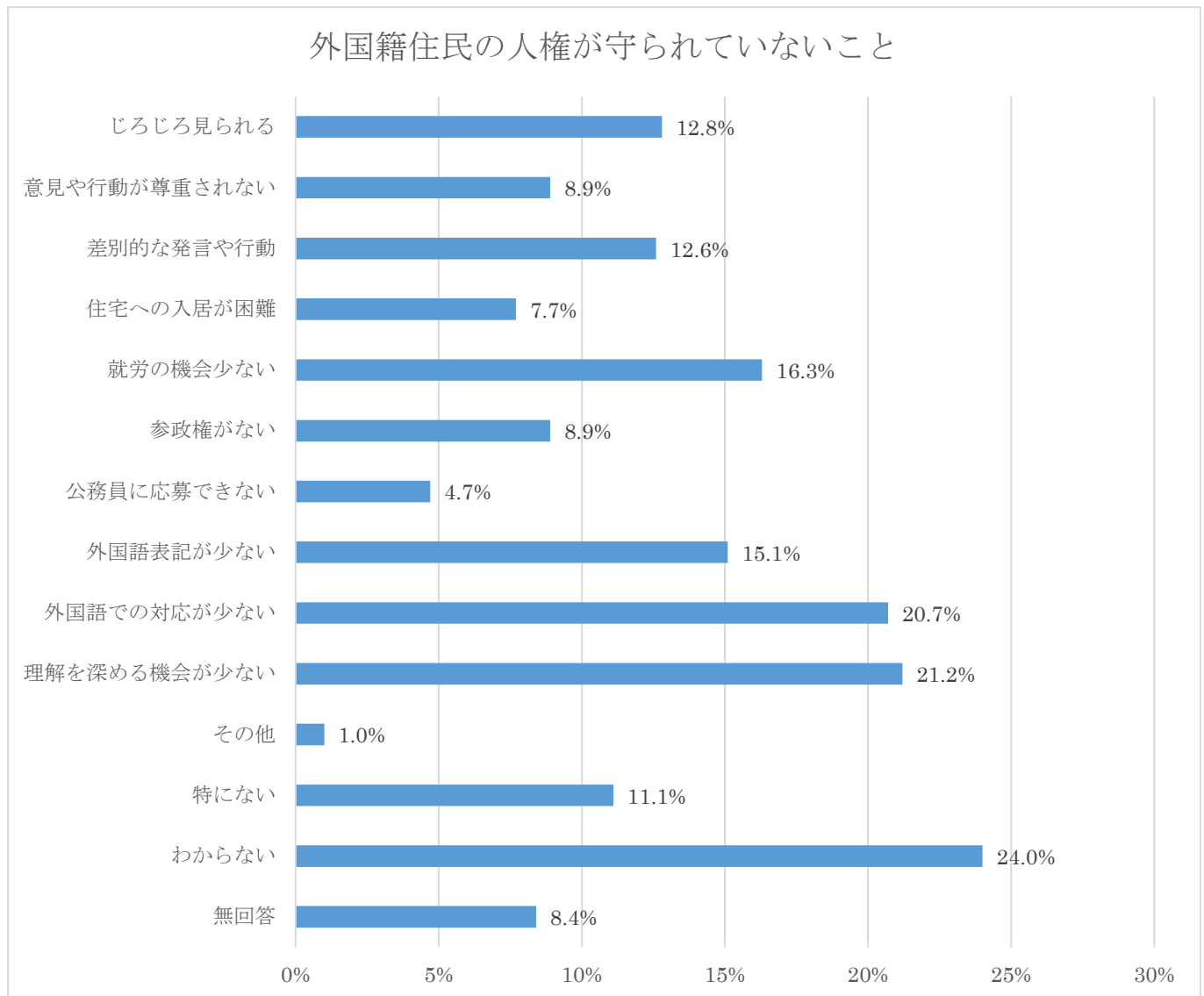
6. 外国人の人権

日本では1996年（平成8年）に、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」が発効されており、人種による差別や外国人差別は禁止され、国際化時代に対応した外国人に関する法律が改正されてきました。特に1999年（平成11年）には「外国人登録法」が改正され、2000年（平成12年）からは「外

国人登録証の指紋押捺制度」が廃止となり、外国人に対する差別の解消に尽力してきました。また、住民基本台帳法の一部を改正する法律が２００９年（平成２１年）７月に公布され、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることとなりました。この法律は２０１２年（平成２４年）７月から施行され、各種行政サービスの一体化、簡素化が図られました。２０１６年（平成２８年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）を解消するための基本理念や基本施策を定め、推進していくことが決定されました。

市内では、２０２２年（令和４年）１２月末現在で６５３人の在住外国人が生活されています。山田市が発足した２００３年（平成１５年）４月時点の３３１人から倍増し、日常の中で外国人と触れ合う機会も多くなりました。

「山田市人権施策推進指針」作成に係るアンケート調査によると、外国人の人権が守られていないことについての問いの回答で、「わからない」の割合が２４．０％で、次いで「理解を深める機会が少ない」が２１．２％となっており、外国人に対する関心の低さがうかがえます。市としては、今後も国際化が進んでいく中で、在住外国人に対して地域の生活習慣などの普及啓発を図るとともに、広報、ホームページ等により地域の情報の提供や相談支援の充実を図り、安心して生活が送れるよう努めていきます。さらに市民に対して、外国人の価値観、文化を互いに認識し、尊重しあえる環境を整備していくことが必要と考えます。



※ 複数回答となっていますので、合計は 100 パーセントを超えます。

【施策の方向】

市内の在住外国人を、地域社会を構成する「外国人市民」として認識し、外国人の価値観、文化等について理解を深めるとともに、お互いを尊重し合える環境を創造していくことが必要と考えます。

①広報の充実

＊広報紙、ホームページ等により外国人の人権について、広く啓発を行い理解を深めていきます。また、近年、街頭やインターネット上で特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが国内で発生しましたが、ヘイトスピーチ解消法に基づき、不当な差別的言動は許されないことの周知を図ります。

②交流の場の創出

＊相互理解を深めるため、イベント等において外国人の参加を促すなど、外国人と日本人がふれ合うことができる機会を増やしていきます。

③教育の充実

＊学校教育や社会教育の場を通して外国人の文化や習慣、言語、宗教などへの理解を深め、その違いを理解する学習を通して外国人の人権を尊重できる環境づくりに努めていきます。

④在住外国人に対する支援

＊在住外国人が日常生活において、気軽に相談できる体制の充実に努めていきます。

7. 感染症患者等に関する人権

感染症患者等に関する理解は、進みつつありますが、依然として偏見や差別が解消されていない状況にあり、さらに新たな感染症の発生、まん延によって、感染者や医療関係者等に関わる人権問題が起きています。

2020年（令和2年）に新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延し、同年、日本国内、県内、市内でも感染者が確認され、その後長期にわたって感染拡大防止対策と、感染者に対する医療措置が取られました。その一方で、感染者、医療従事者やその家族、さらにワクチン接種に関わる誹謗中傷や偏見、差別（コロナ・ハラスメント、ワクチン・ハラスメント）が大きな社会問題となりました。

このような中で、本市では2020年（令和2年）12月に「山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例」を制定し、「何人も、感染症の患者等の人権を最大限に尊重し、感染していること、感染しているおそれがあること又は感染していたこと等を理由として、不当な差別、偏見、誹謗中傷等の人権の侵害をしてはならない。」と定めました。今後、新たな感染症が発生、まん延した場合に、正確な情報の発信、関係者の人権配慮を促す啓発、誹謗中傷や差別など被害者への支援が必要です。

岐阜県が2022年（令和4年）3月に公表した「人権に関する県民意識調査調査報告書」によると、新型コロナウイルス感染症に関する人権問題で、特に問

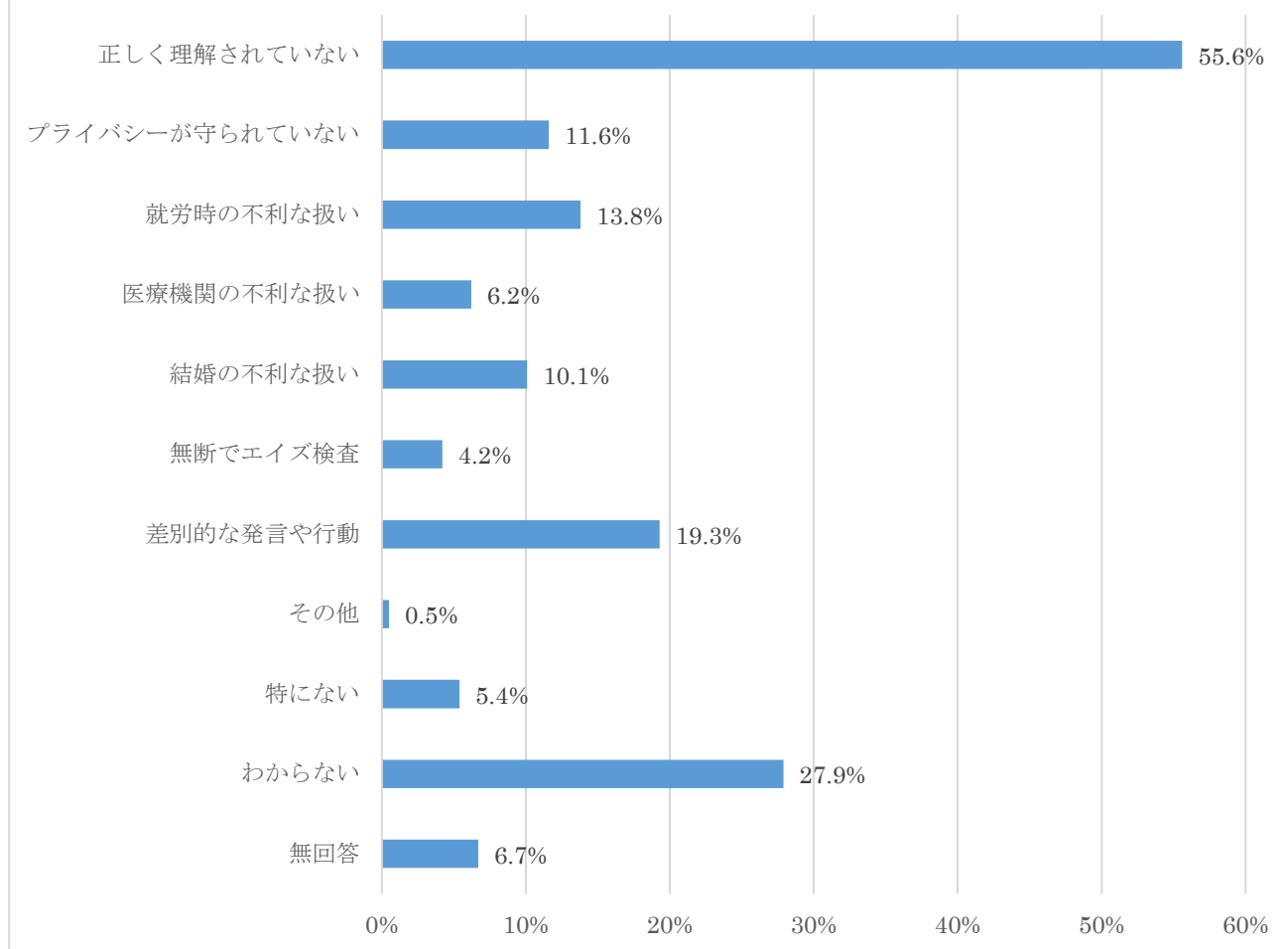
題があると思うこととして、「医療機関やその従事者、家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」が61.8%と最も高く、次いで「感染者やその家族がうわさをされたり、誹謗中傷を受けたりすること」が54.5%、「感染者やその関係者等に関して、個人情報や誹謗中傷、デマがインターネット、SNS上に拡散されること」が37.9%の順となっています。

性感染症、特にHIV感染症については、まん延防止と感染者に対する治療やケアの充実を図るとともに、誰でも感染の可能性がある病気という認識を持つことが重要です。また、検査による早期発見と治療によってエイズ発症を遅らせることが可能であるとの認識を高めて偏見や差別を解消するための、正しい知識の普及が必要です。

ハンセン病に関しては、1996年（平成8年）に「らい予防法」が廃止され、2009年（平成21年）には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の施行により、各種施策が実施されてきましたが、患者等が今もなお、社会の差別や偏見に苦しんでいます。

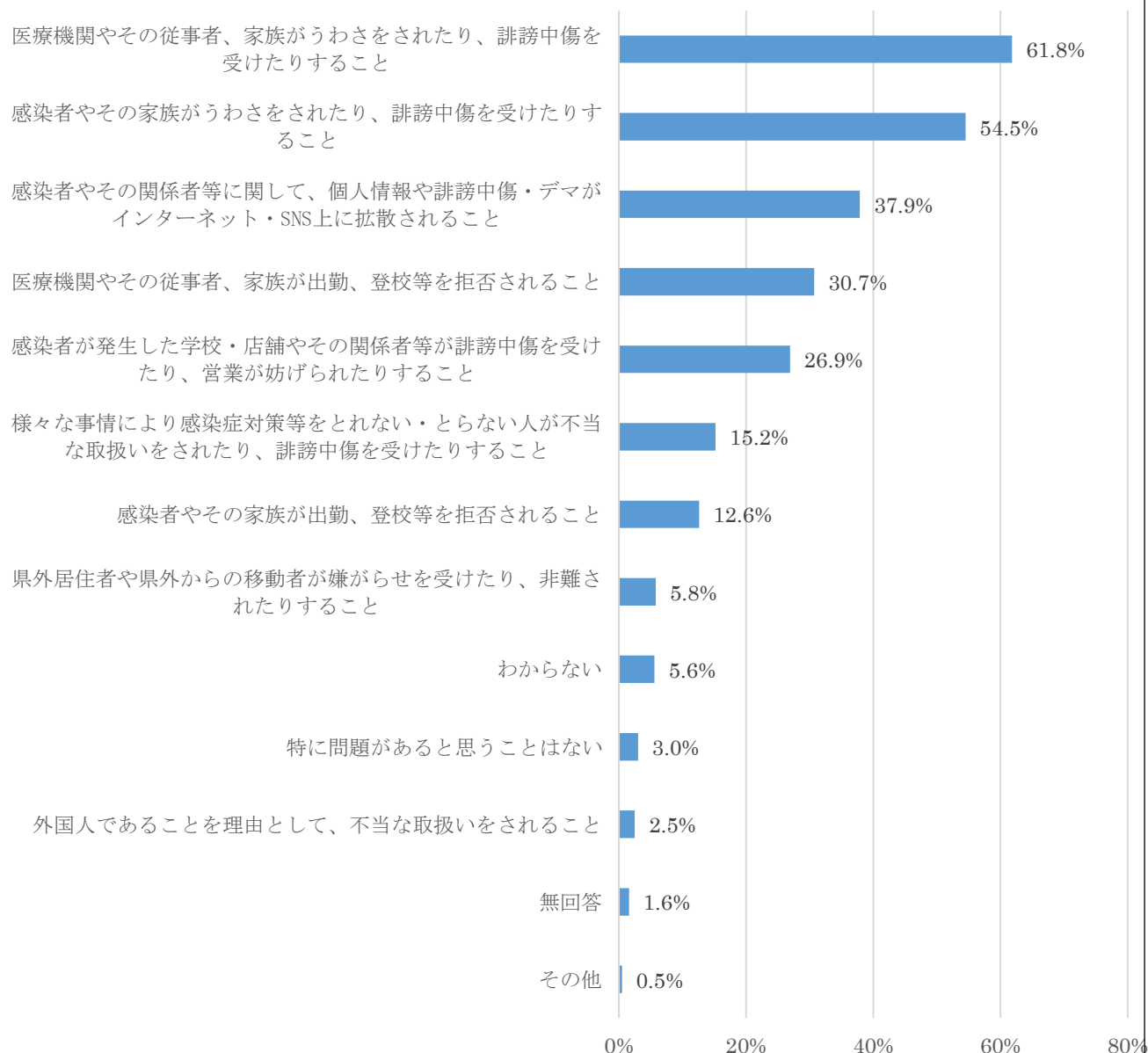
感染症については、感染予防と医療の提供を車の両輪のごとく位置づけるとともに、患者、感染者の人権を尊重し、偏見や差別を解消するため、正しい知識の普及、啓発や必要とされる支援のために関係者が協力していくことが必要です。

7-1 HIV感染者等の人権が守られていないこと



※ 複数回答となっていますので、合計は 100 パーセントを超えます。

7-2 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題で、特に問題があると思うこと



※ 人権に関する県民意識調査 調査報告書（2022年（令和4年）3月 岐阜県発行）から

※ 複数回答となっていますので、合計は100パーセントを超えます。

【施策の方向】

① 感染症患者等

* 教育委員会と連携を図り、児童生徒へは人権尊重を基本とした、エイズ教育、感染症への正しい理解と認識を深める教育を行い、加えて、児童生徒の保護

者等を対象としたエイズ、感染症等への正しい知識の普及に努めます。また、市民の理解不足による感染への不安から生じる差別や偏見をなくすために広報や啓発用のパンフレットを利用して、正しい知識の普及に努めていきます。更に、高齢者等を受け入れる施設や介護保険サービス事業者においては、HIV感染者等への正しい知識を得るための研修や人権教育の実施を促していくよう努めていきます。

＊近年、C型ウイルス肝炎、エイズ等に加えて新型インフルエンザなど様々な感染症が発生しています。これらに対しては、速やかな情報提供を行い、まん延防止に努め、ハンセン病を含め感染症に対する正しい知識と理解を市民へ促していくよう努めていきます。

＊新型コロナウイルス感染症または今後発生した場合の類似感染症に関する情報収集や提供、感染予防対策など知識の普及、啓発を行います。

新型コロナウイルス感染症のまん延過程で発生した例や経験を基に、感染者や医療従事者、その家族等への偏見や差別の解消のため、啓発を行うとともに、人権侵害に対する相談、支援体制の強化、必要に応じて SNS をはじめインターネット上での人権侵害の監視（侵害の程度により関係機関へ通報）等を実施します。

②新型インフルエンザ等対策行動計画

＊新型インフルエンザ等（新型コロナウイルスを含む）は、毎年繰り返してきたインフルエンザとは異なる新型ウイルスで、世界的な大流行により大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらします。

そこで、病原性の高い新型インフルエンザ等が発生した場合の対策を国全体として実施するため、2013年（平成25年）4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行されました。

本市では、特措法第8条に基づき、感染の拡大を可能な限り抑制し、市民の方の生命及び健康を保護し、生活や経済への影響を最小限にすることを目的に、政府行動計画、県行動計画と整合性を確保しつつ、これまでの行動計画を見直し、2014年（平成26年）8月に「山県市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。今後は、本行動計画に沿って対策を進めていきます。

8. 刑を終えた人の人権

人間は誰もが尊重され、自分らしく生きたいと願っています。このことはたとえ非行や犯罪に陥った人でも同じです。

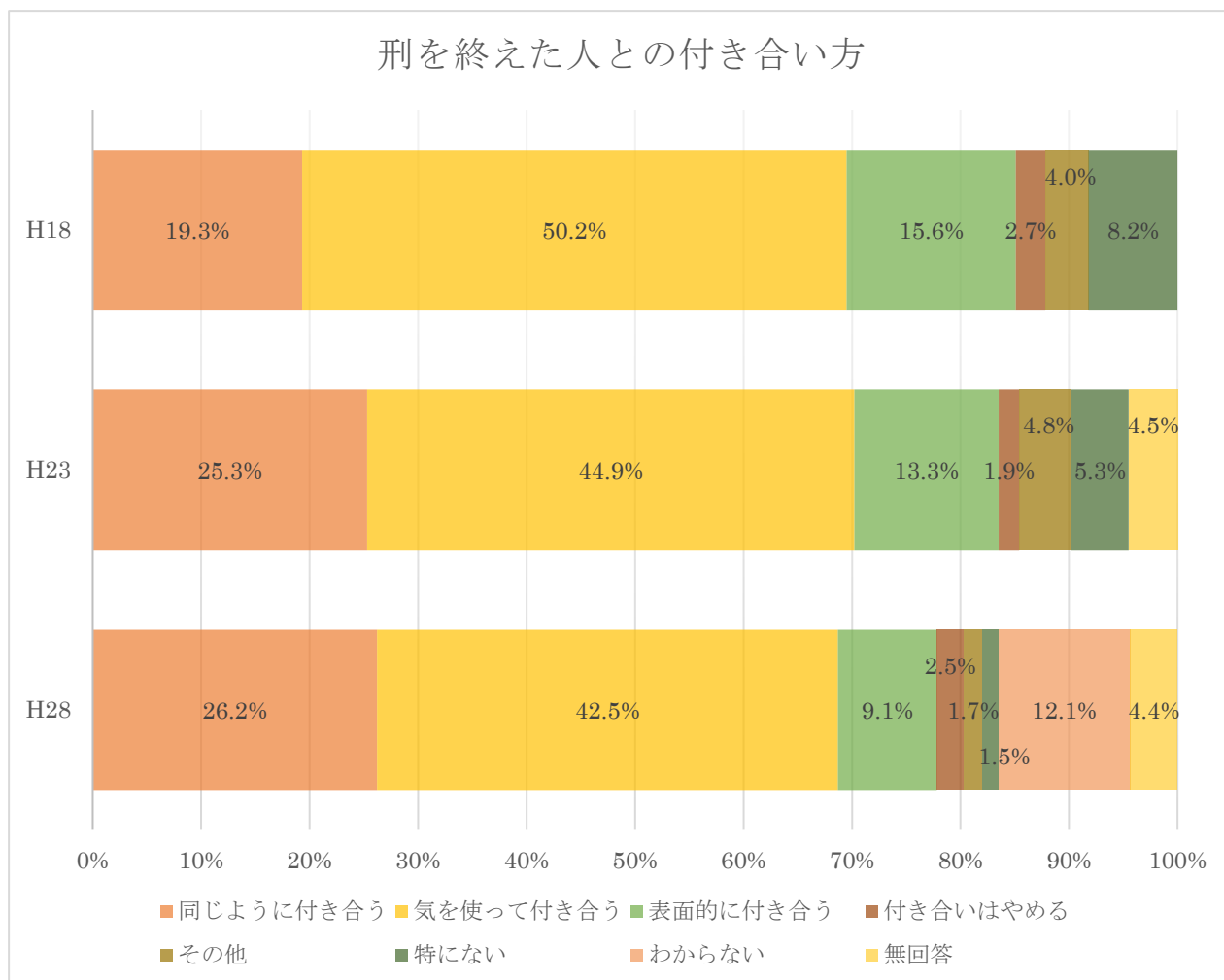
刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合でも、周囲の人には根強い偏見や差別意識があります。地域社会への受入れを拒否されたり、就職に際しての差別や住居等の確保が困難であったりするなど、社会復帰を目指す人にとって、現実には厳しい状況にあります。

罪を犯した人が、円滑な社会復帰ができず、犯罪や非行を繰り返す再犯者の割合を減らしていくことが安全で安心して暮らせる社会づくりにつながります。

そのため、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」が、2016年（平成28年）12月に施行されました。

本市においては、2023年（令和5年）に同法に基づいた「山縣市再犯防止推進計画」を、「第4次山縣市地域福祉推進計画」に包含して策定し、同計画に基づき、更生保護に関わる保護司会や関係機関等と連携、協力して「社会を明るくする運動」の開催や街頭啓発などを通して、刑を終えて出所した人たちの更生と社会復帰に対して理解を深めるための啓発活動を行っています。

「山縣市人権施策推進指針」作成に係るアンケート調査によると、刑を終えた人との付き合い方について、「気を使って付き合う」の割合が42.5%、「同じように付き合う」の割合が26.2%となっており、7割近くが変わらず付き合うという結果になっています。



【施策の方向】（山県市再犯防止推進計画から）

罪を犯した人の中には、生活困窮や高齢、障がい等、様々な生きづらさを抱えている人が少なくなく、安定した仕事や住居を確保できないことなどにより、社会復帰が困難な状況にあります。また、地域社会に戻っても、必要な支援を受けられずに孤立し、再犯に至ってしまうことがあります。

地域の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させず、罪を犯した人の社会復帰を、関係機関が協力連携して支援していく仕組みを構築していきます。

①社会を明るくする運動支援

＊保護司会が中心となって実施される、犯罪や非行をした人の更生についての理解を深め、犯罪や非行のない住みやすい地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」を支援します。

②更生保護団体などへの活動支援

＊更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会などの活動を支援するとともに、更生保護活動などに対する支援や、更生保護活動の広報及び周知に取り組みます。

③生活困窮者自立相談支援事業

＊生活上の困りごとや悩みを抱える人の相談を通して問題を整理し、相談者とともに解決を図ることで、自立した生活が送れるよう支援を行います。

④家計改善支援事業

＊専門の支援員が、相談者の家計の収支を一緒に見直しながら、安心できる家計を目指します。

⑤就労準備支援事業

＊社会に出ることや就労、人とのかかわりに不安がある人に、それぞれの目標に向けた軽作業などのプログラムを用意してサポートします。

9. インターネットに関する人権

インターネットの普及に伴い、インターネットの持つ匿名性や情報発信の容易さ及び発信範囲の広範さを悪用し、個人を中傷する表現や差別を助長する表現等の情報を掲載するなど、人権を侵害する行為が増加しています。

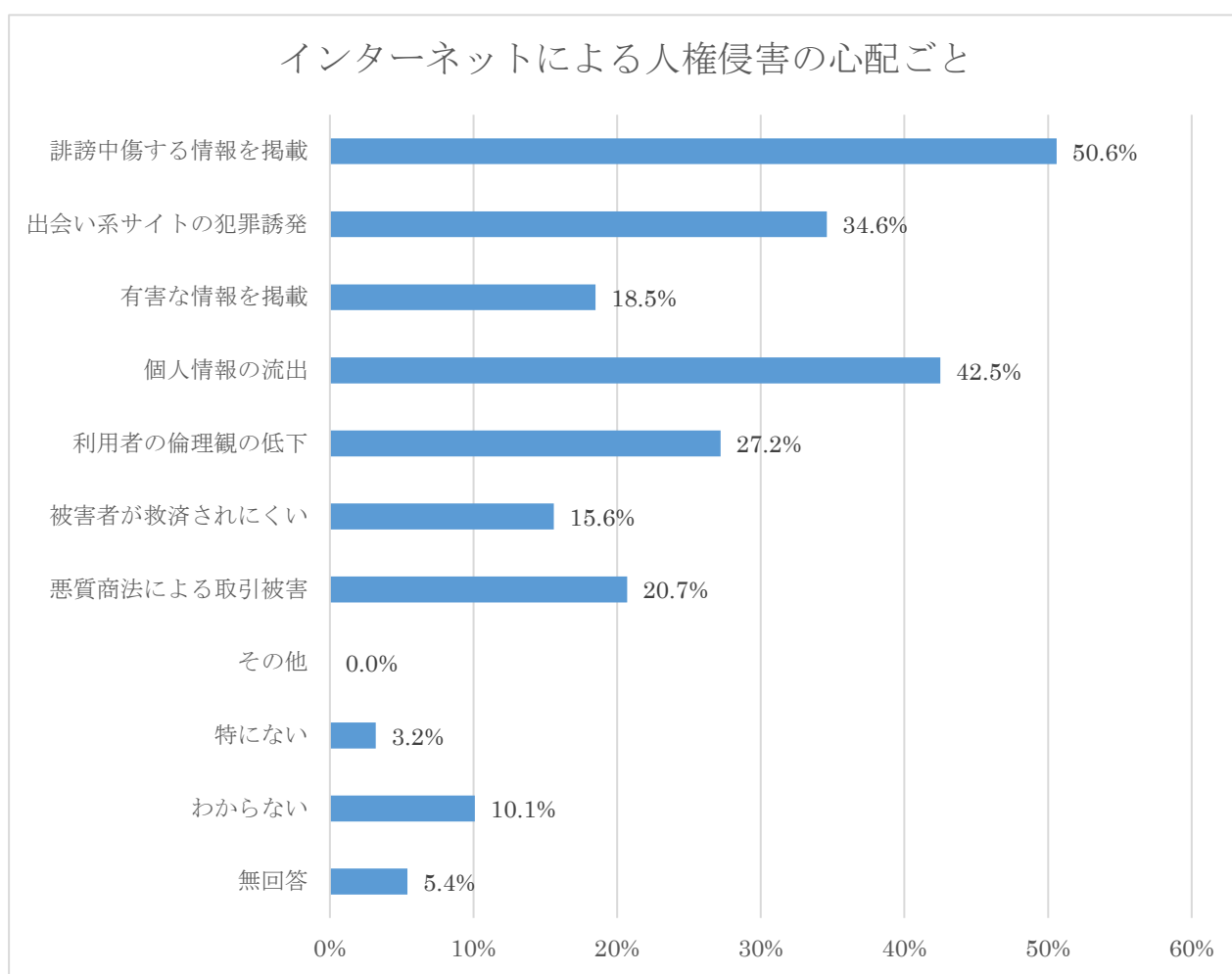
また、近年「コミュニティサイト」による子どもの性的被害が増加していることに加え、過激な暴力シーンや児童ポルノのサイトなどが、子どもを巻き込む犯罪などを引き起こす原因になっていると考えられます。

さらに、インターネットを利用したセクハラやパワハラ等のハラスメント、外国人、障がい者や部落差別（同和問題）に関する差別的な書き込み等が、大きな問題になっています。

国では、2001年（平成13年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）を施行し、インターネット上の違法、有害情報に対して、被害者救済と表現の自由の権利、利益バランスを適切に運用するための環境整備を行い、2021年（令和3年）4月には発信者情報の開示の簡易、迅速化のため、同法を改正しました。また、

2022年（令和4年）7月には刑法を改正し、インターネット上での誹謗中傷を抑止するため侮辱罪を厳罰化しました。

「山県市人権施策推進指針」作成に係るアンケート調査によると、インターネットによる人権侵害の心配ごとについては、「誹謗中傷する情報を掲載」の割合が50.6%で、次いで「個人情報の流出」の割合が42.5%となっています。こうしたことから、個人情報保護の体制強化とともに、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上での人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し相談、支援体制の充実を図ることが必要となっています。



※ 複数回答となっていますので、合計は100パーセントを超えます。

【施策の方向】

インターネットを利用する一人ひとりが人権侵害を行わないように意識の高揚を図ります。

①啓発活動の充実

＊インターネット利用者等に対して、個人のプライバシーや名誉を尊重し、人権侵害を防止するための広報や啓発活動を推進していきます。

②児童生徒への教育体制の充実

＊学校等においては、情報に関する教科等で、情報の収集及び発信における個人の責任や情報のモラルについての教育を推進していきます。

③関係機関との連携による対応

＊インターネット上での人権侵害や個人情報の流出などのプライバシーに関わる問題に対して、岐阜地方法務局や県などの関係機関と連携を図りながら、こうした情報の発信者や情報を掲載しているサイトの管理人であるプロバイダ等に削除要請することができることを啓発し、その相談窓口を周知するなど、適切な対応に取り組みます。

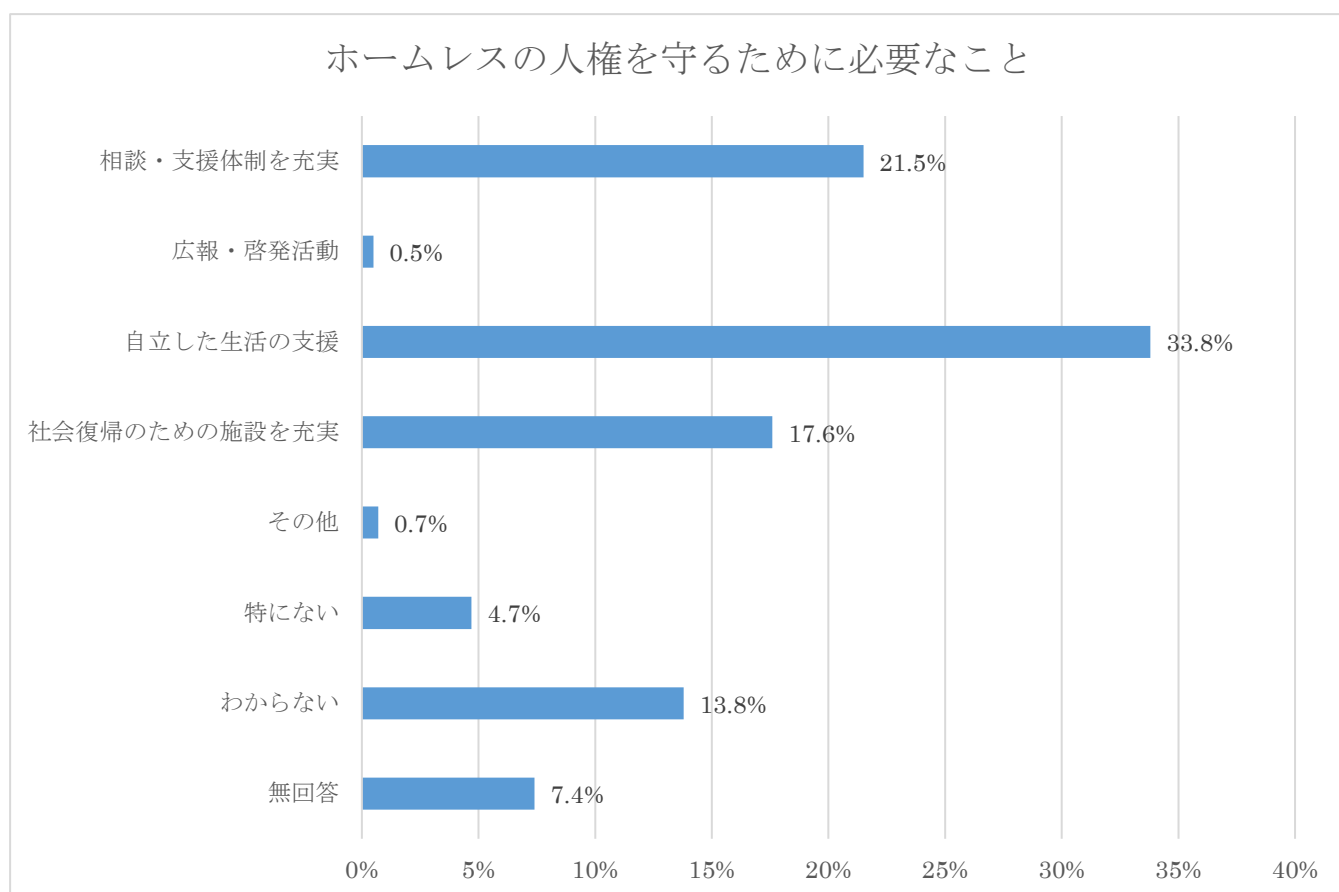
10. ホームレスの人権

失業や家庭問題など様々な要因により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずに野宿生活を余儀なくさせられているホームレスの人たちがいます。ホームレスの中には衛生状況が悪い、十分な食事を取ることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な必要最低限の生活を送ることができない人もいます。また、野宿生活者と地域社会のあつれきが生じるなどホームレス問題は大きな社会問題となっており、ホームレスへの嫌がらせや暴行などの人権侵害の問題も発生しています。

こうした状況の中、国においては、２００２年（平成１４年）に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を施行しました。同法に基づき２０１８年（平成３０年７月）に策定された「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、２０１３年（平成２５年）７月の全国調査の結果を踏まえて、地域社会との協力のもと、職業能力の開発などによる就業機会や安定した居住空間、保健医療の確保などの施策を通して、ホームレスの自立を促進していくことや、ホームレスとなることを防止するための支援などについて定めています。

「山県市人権施策推進指針」作成に係るアンケート調査によると、ホームレスの人権を守るために必要なこととして、「自立した生活の支援」の割合が３３.８％で次いで「相談、支援体制を充実」が２１.５％となっています。ホームレスへの偏

見や差別の解消に向け、近隣住民の人権にも配慮しながら地域の理解や協力を深める必要があります。アンケートにあったように、ホームレスの人たちが、地域で自立して生活することができることを目指すため、相談などの支援や生活の支援活動を進めていく必要があります。



【施策の方向】

①啓発活動の推進

＊ホームレスに対する偏見や差別意識を解消するための啓発を推進します。

②相談の実施

＊生活支援のほか、住居確保、就労支援などについて随時相談を受け付けます。

11. 性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人の人権

性的指向とは、人の恋愛、性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛があります。

このうち、同性愛者、両性愛者の人々は、多くの人と性的指向が異なるため、差別的扱いを受けることがあります。

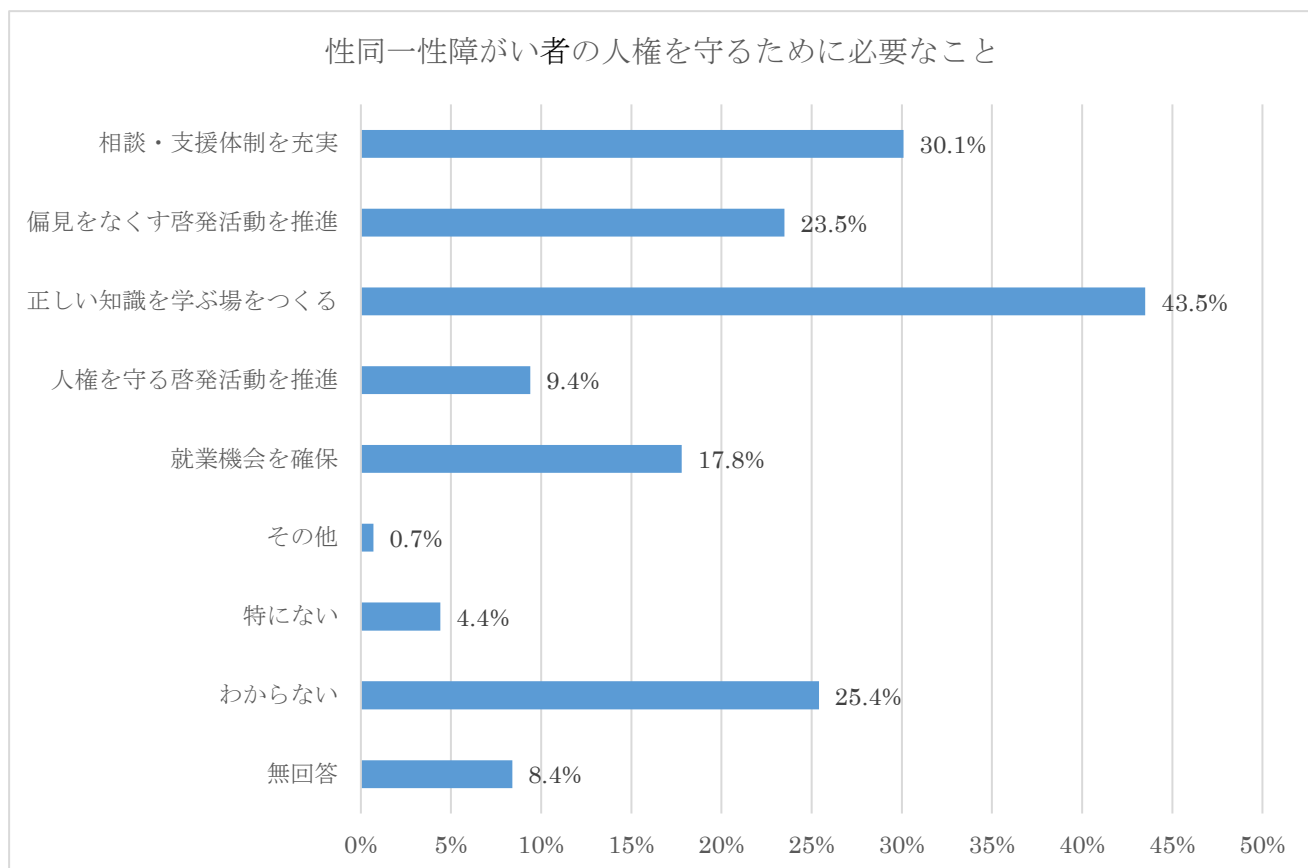
性自認（性同一性）とは、自己の性をどのように認識しているかを示す概念で、多くの方は、心の性である「性自認」と身体の性である「生物学的な性」が一致していますが、一致しない方は、自認する性での日常生活、社会生活が難しいだけでなく、偏見により差別的な言動を受けることがあります。

こうした人たちを示す語に、「L G B T」があります。近年、その社会的理解度は高まりつつありますが、依然として偏見や差別が存在しています。

国においては、2004年（平成16年）7月に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」を施行し、性同一性障害者の人のうち一定の条件を満たす方は、家庭裁判所の審判を経て、法令上の性別の取り扱いを変更することが可能となりました。

「山縣市人権施策推進指針」作成に係るアンケート調査によると、性同一性障害者の人権を守るために必要なこととして、「正しい知識を学ぶ場を作る」の割合が43.5%、次いで「相談、支援体制を充実」が30.1%となっています。

性同一性障害者に対しての差別や偏見を解消するため、性同一性障害者に対する啓発活動の推進を図る必要があります。



※ 複数回答となっていますので、合計は 100 パーセントを超えます。

【施策の方向】

①啓発活動の推進

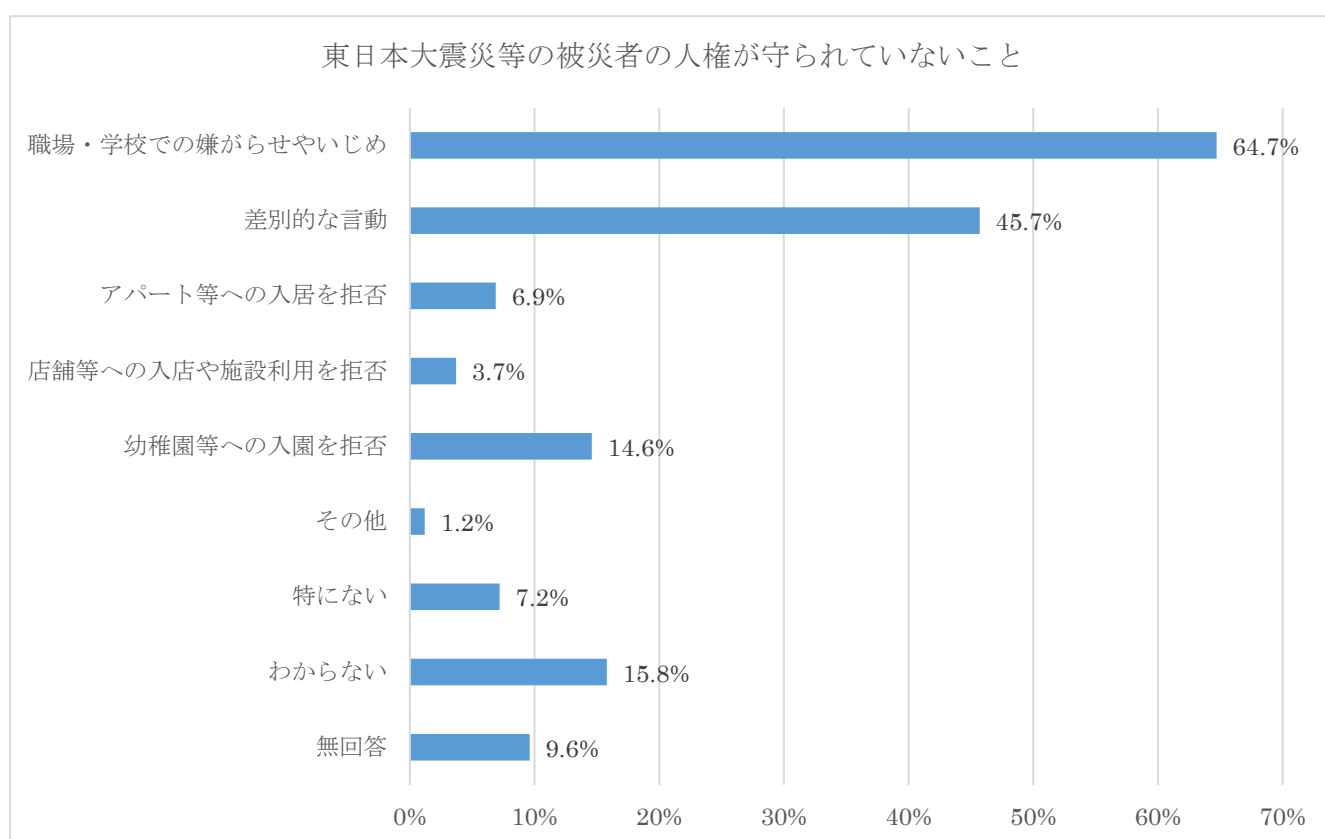
＊ 性的指向や性自認を理由とする差別は不当であるという認識をもち、偏見、差別をなくしていくことが求められます。そのため、地域社会や企業、行政関係者をはじめとして、性的指向や性自認の多様な在り方について正しい理解が広まるよう、啓発活動を推進します。

12. 震災等の被災者の人権

2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災や2016年（平成28年）4月に発生した熊本地震などの予測できない自然災害により、未曾有の被害がもたらされました。被災した人々が差別を受けたり、風評被害を受けたりと、大震災に起因する新たな人権問題が発生しています。

「山縣市人権施策推進指針」作成に係るアンケート調査によると、東日本大震災等の被災者の人権が守られていないことについて、「職場、学校での嫌がらせやいじめ」の割合が64.7%で次いで「差別的な言動」が45.7%となっています。

一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。



※ 複数回答となっていますので、合計は100パーセントを超えます。

【施策の方向】

①啓発活動の推進

＊震災等の災害に起因する人権問題について、誰もが正しい知識と確かな情報に基づいた行動を心がけ、思いやりの心を持つことが重要です。震災等の災害に起因する人権問題の発生を防止するため、市民の関心と認識を深めてい

くための啓発に努めます。

13. アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式、祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の文化を持っています。しかし、その文化が十分に保存、伝承されているとはいいがたい状況です。

1997年（平成9年）7月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行され、アイヌの人々の文化、伝統について正しく理解し、啓発していくことが謳われました。

アイヌの人々の問題は、他の少数民族に対する偏見、差別の問題にも結びつくものであり、本計画においても必要性を指摘しています。

2019年（令和元年）には、「アイヌ文化振興法」に代わり、アイヌの人々を先住民族と規定した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた幅広い施策を実施することとされました。

【施策の方向】

①啓発活動の推進

＊アイヌの歴史や文化、生活習慣や現状等を正しく理解し、日本の先住民族という存在として、アイヌの人々に対する偏見や差別の解消をめざし、啓発活動に努めます。

14. 犯罪被害者等の人権

人はみな命を大切にし、自由と幸福を追求する権利を有しており、憲法でも保障されています。しかし、ある人の犯罪行為により有刑事事件が発生し、突然幸福に生きる権利を奪われてしまった犯罪被害者やその家族の人たちの存在があります。

近年、こうした犯罪被害者やその家族の人たちの人権問題に対する関心の高まりがみられ、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図ることが課題となっています。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、2004年（平成16年）12月、犯罪被害者等の施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保

護の図るため、「犯罪被害者等基本法」が制定されました。また、同法に基づき、2005年（平成17年）12月には、「犯罪被害者等基本計画」が策定され、現在は、2021年（令和3年）3月に閣議決定された第4次計画に基づいた施策が進められています。

本市においても、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益保護を図るため、2019年（平成31年）4月に「山県市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等の支援に努めています。

犯罪被害者等は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また訴訟等に伴う負担や直接の被害のほかに、精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮に加え、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、周囲の無責任な会話、過剰な取材による平穏な生活の侵害など、二次的被害に遭う現状があります。

犯罪被害者とその家族等の人権が侵害されるケースは様々であり、被害者の人権の尊重を基本とした犯罪被害者等に対する理解を深める啓発活動を推進する必要があります。

【施策の方向】

①啓発活動の推進

＊犯罪被害者とその家族等が受けている直接的、間接的被害に関する現状や援助についての必要性について、市民の認識を深めるための啓発活動を推進します。

②関係機関との連携

＊犯罪被害者等の支援業務を行っている専門機関、関係機関等の情報提供に努めます。

15. 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明になっています。これらの多くは北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は1991年（平成3年）以来、機会があるごとに北朝鮮に対し拉致問題を提起してきました。2002年（平成14年）9月の日朝首脳会談において、北朝鮮側は長年否定してきた日本人の拉致を認め、謝罪

しました。同年10月、拉致被害者5名の帰国が実現しましたが、以後その他の被害者についていまだ納得のいく十分な情報は提供されておらず、安否不明のままの状態となっています。2006年（平成18年）6月に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局における人権侵害への対処に関する法律」では、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）が設けられるなど、北朝鮮当局による拉致被害者人権侵害問題についての啓発が進められており、拉致問題は国際社会における人権侵害問題として認識を持つことが重要です。

【施策の方向】

①啓発活動の推進

＊北朝鮮当局による拉致問題の解決に向けて、市民の関心と認識を深めていくための啓発に努めます。

16. 人身取引の被害者の人権

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。国では、2004年（平成16年）12月、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護を目的とする「人身取引対策行動計画」が策定され、その後、2022年（令和4年）12月に「人身取引対策行動計画2022」が策定されています。

人身取引についての関心を高め、人身取引が重大な人権侵害であるという認識を深めることが必要です。

【施策の方向】

①啓発活動の推進

＊国、県との連携を図りながら、市民に対して人身取引という重大な人権侵害に対する啓発活動を推進します。

第4章 施策の推進にあたって

1. 推進体制と進捗管理

人権に関わる課題は、多岐にわたっています。個別の人権課題が複雑化、多様化する中で、各分野の施策の有機的な連携と体系化を図る必要があります。

人権施策についての総合的かつ効果的な推進を図るため、福祉課、教育委員会が中心となり、役割分担と緊密な連携を図ることにより、人権教育・啓発活動と人権施策の総合的な推進を図ります。

また、「山口市人権教育・啓発推進協議会」において、課題の洗い出しや対策の検討を行い、市民意識の変化、国内の社会情勢の変化、国際的潮流等に対応するため、必要に応じて各関係計画との調整を図りながら見直しを実施していきます。

2. マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進については教育・啓発の媒体としてマスメディアの効果は非常に大きいものがあります。そのため、広報の機能を有効利用していきます。

3. 関係機関との連携

人権施策の推進が広範な取り組みとして展開されるよう、国、県、周辺市町をはじめとした関係機関と連携、協力を図り、人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司、更生保護女性会、各種ボランティア団体など人権に関わる団体などに対して人権施策の取り組みに対する協力を働きかけるなど、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携、協力を進めます。

4. 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進

人権尊重のまちづくりの推進にあたっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人が高い人権意識を持ち、それぞれの職務において人権尊重の視点に立った行動ができるよう研修を行うなど、資質向上のための取り組みや人権教育・啓発の推進が必要です。

人権問題に対し、深い認識と実践力を持ち、地域において先導的な役割を果たせるよう医療関係者、学校教職員、社会教育関係職員、福祉関係職員、行政関係職員などに対す研修の充実を図ります。

「山縣市人権施策推進指針」作成に係るアンケート調査

【アンケート実施方法】

1. 調査対象 山縣市在住の 18 歳以上の市民 1,000 人
配布数 992（配達不能 8）
2. 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
回収数 407（回答拒否 47）
3. 実施方法 自記式調査、郵送により配布、返信用封筒で返信
回収率 41.0%（前回 38.1%）
4. 調査期間 平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 2 月 27 日
有効回答数 405

山県市人権施策推進指針
(第三次改定版)

発 行 令和5年3月

発行者 山県市

編 集 山県市福祉課 地域福祉係

〒501-2192

岐阜県山県市高木1000番地1

電話 0581-22-6837